

HTTR原子炉施設 施設管理実施計画

及び

特別な設備保全整理表、検査要否整理表

令和2年4月

大洗研究所

高温工学試験研究炉部HTTR運転管理課

高温工学試験研究炉部HTTR技術課

放射線管理部放射線管理第2課

承認	同意	確認	作成		
高温工学試験研究炉部長	原子炉主任技術者	放射線管理部長	放射線管理第2課長	HTTR技術課長	HTTR運転管理課長

I はじめに

I-1 目的

本計画は、HTTR原子炉施設の施設管理に当たり、「試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則」（以下「試験炉規則」という。）第9条第1項第3号の定めにより策定した「施設管理目標」を計画的かつ継続的に達成していくため、同条第1項第4号に基づき、施設管理の実施に関する計画（以下「施設管理実施計画」という。）として定めたものである。なお、本施設管理実施計画は、大洗研究所（北地区）原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）第6編第6号の定めにより作成したHTTR原子炉施設の年間運転計画において、前年度から継続して原子炉施設の運転が停止している状況を踏まえ、試験炉規則第9条第1項第7号に基づき、特別な施設管理実施計画として定める。

I-2 方針

本計画は、新検査制度施行に伴って変更申請する保安規定が認可されるまでの間、暫定的に運用するために定めるものであり、施設管理実施計画策定に必要な施設管理方針と施設管理目標については、新検査制度施行に伴って変更申請する保安規定が認可されるまで、以下のように取り扱うこととする。

○施設管理方針：暫定版として、最新の品質方針を施設管理方針とみなす。

○施設管理目標

- ・最新の品質目標における保全に係る項目を施設管理目標とみなす。
- ・なお、試験炉規則第9条第1項第3号における「試験研究用等原子炉施設の重要度が高い施設及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める目標」については、別途定める。

II 始期及び期間に関すること（試験炉規則第9条第1号第4号イ）

- 1 高温工学試験研究炉部長は、保安規定第6編第6条の定めにより、毎年度、当該年度に先立ち、HTTR原子炉施設の「年間運転計画」を作成する。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 本年間運転計画に記載の定期事業者検査の始期及び期間を施設管理実施計画の始期及び期間として施設管理を実施する。

III 設計及び工事に関すること（試験炉規則第9条第1項第4号ロ）

- 1 HTTR運転管理課長、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所管するHTTR原子炉施設の本体施設、特定施設及び放射線管理施設の修理及び改造に係る設計及び工事を行おうとするときは、保安規定第2編第38条及び保安規定第6編第37条の定めにより、「修理及び改造計画」を作成し、それに基づき業務を実施する。
- 2 HTTR運転管理課長及び放射線管理第2課長は、前項の設計及び工事の実施に当たっては、大洗研究所原子炉施設等品質マネジメント計画書（以下「品質マネジメント計画書」という。）、高温工学試験研究炉部品品質保証に係る管理要領書及び放射線管理部品質保証に係る管理要領書に基づき、必要な手続きを行う。

IV 巡視に関すること（試験炉規則第9条第1項第4号ハ）

- 1 HTTR運転管理課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所管するHTTR原子炉施設の本体施設

設、特定施設及び放射線管理施設について、保安規定第2編第35条、第6編第33条及び第39条並びに保安規定に基づき定める「HTTR運転手引」その他下部要領に基づき、当該施設の保安のための巡視を行う。

V 点検等の方法、実施頻度及び時期に関すること（試験炉規則第9条第1項第4号ニ）

- 1 HTTR運転管理課長、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所管するHTTR原子炉施設の本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、当該施設の点検、検査等の方法、実施頻度及び時期を整理した「施設保全整理表」及び「検査要否整理表」（以下、「整理表」という。）を作成する。なお、これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 前項の「施設保全整理表」及び「検査要否整理表」に記載する点検、検査等の方法については、それらの手順を示した要領書等を示した索引番号等の表記に代えることができる。また、点検、検査等の時期については、IIの年間運転計画の記載に代えることができる。
なお、HTTR原子炉施設の施設定期自主検査については、整理表の点検、検査等として実施する。
- 3 HTTR運転管理課長、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長は、前項の点検、検査等の実施に当たっては、大洗研究所の「品質マネジメント計画書」、高温工学試験研究炉部品質保証に係る管理要領書及び放射線管理部品質保証に係る管理要領書に基づき、必要な手続きを行う。
- 4 検査においては、HTTR原子炉施設の「定期事業者検査実施計画書」及び「定期事業者検査要領書」、「使用前事業者検査実施計画書」及び「使用前事業者検査要領書」に基づき、受検する。なお、検査の独立性については、大洗研究所の「品質マネジメント計画書」により確保する。

VI 工事、及び点検等を実施する際の保安確保のための措置（試験炉規則第9条第1項第4号ホ）

- 1 HTTR運転管理課長、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所管するHTTR原子炉施設の本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、IIIの工事及びVの点検、検査等を実施する際、保安の確保のために措置を講じる必要がある場合は、保安規定第2編第1章第2節及び第3節、「大洗研究所（北地区）放射線安全取扱手引」第3章、高温工学試験研究炉部品質保証に係る管理要領書並びに放射線管理部品質保証に係る管理要領書の定めにより、必要な措置を講じる。
- 2 HTTR運転管理課長、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長は、前項の措置に当たっては、大洗研究所の「品質マネジメント計画書」、高温工学試験研究炉部品質保証に係る管理要領書及び放射線管理部品質保証に係る管理要領書に基づき、必要な手続きを行う。

VII 設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価に関すること（試験炉規則第9条第1項第4号ヘ）

- 1 HTTR運転管理課長、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所管するHTTR原子炉施設の本体施設、特定施設及び放射線管理施設に係るIIIの設計及び工事、IVの巡視の結果並びにVの点検、検査等の結果について、確認及び評価を行う。

VIII VIIの確認評価の結果を踏まえて実施すべき処置に関すること（試験炉規則第9条第1項第4号ト）

- 1 HTTR運転管理課長、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所管するHTTR原子炉施設の本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、前条の確認及び評価の結果、実施す

べき処置があると認める場合は、必要な改善を行う。

- 2 HTTR運転管理課長、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長は、前項の改善の実施に当たっては、大洗研究所の「品質マネジメント計画」並びに「不適合管理及び是正処置並びに予防処置要領」及び「不適合事項等水平展開実施規則」（ただし、後二者については、未然防止処置として実施する予防処置に関する事項に限る。）に基づき、必要な手続きを行う。

IX 施設管理に関する記録に関すること（試験炉規則第9条第1項第4号チ）

HTTR運転管理課長、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所管するHTTR原子炉施設の本体施設、特定施設及び放射線管理施設に係るⅡからⅧまでの業務に関する記録について、高温工学試験研究炉部若しくは放射線管理部の「文書及び記録の管理要領」に基づき、管理する。

HTTRの特別な施設保全整理表（試験研究用等原子炉施設）

最終更新日 2020/3/10

※一部故障後交換あり

許可書 記載事項	対象設備機器				保安 重要度	保安 方式*	供用段階（通常の検査間隔12月間を超えない期間における定期的な点検及び検査）				中長期保守（通常の検査間隔 12月間を超える期間での保全）			備考	担当課室
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	小項目 (詳細)			事業者検査項目 (●立合確認、◎採取確認、 ○記録確認、△保安記録確認)	要領書 索引番号	点検頻度 (◎保安規定、○運転手引、 △課長制定文書等)	要領書 索引番号	点検補修	更新計画	要領書 索引番号		
八、原子炉本体 (1) 炉心	一般構造 (検査当量率) (放射性物質濃度)						●検査当量率測定検査 ◎放射性物質濃度測定検査	定事検-601 定事検-602							HTR運転管理課 HTR運転管理課
二、燃料取扱施設 及び貯蔵施設 (1) 核燃料取扱設備	核燃料物質取扱設備	燃料交換機	燃料交換機	1基	◎中	時間	●作動検査、 ◎採取検査	定事検-702 定事検-702	△燃料交換、CRD分解点検等計画に従い実施 △燃料交換、CRD分解点検等計画に従い実施	課制4 (自動運転の点検、自検-005) 課制4 (自動運転の点検)				HTR運転管理課 HTR運転管理課	
		燃料出入機	燃料出入機	1基	◎中	時間	●作動検査、 ◎採取検査	定事検-703 定事検-703	△燃料交換、CRD分解点検等計画に従い実施 △燃料交換、CRD分解点検等計画に従い実施	課制4 (自動運転の点検、自検-006) 課制4 (自動運転の点検)				HTR運転管理課 HTR運転管理課	
		貯蔵セル	貯蔵セル	35基	◎中	時間	●外観検査【未臨界性確認検査】	定事検-704	△外観点検（燃料制作計画に従い実施） △IAEA確認のつど	課制4 (外観、作動)				HTR運転管理課 HTR技術課 HTR運転管理課	
		貯蔵ラック	貯蔵ラック	1式	◎低	事後								HTR運転管理課	
		新燃料組立検査室	新燃料組立検査室	1式	◎低	事後								HTR運転管理課	
		不活性ガス置換装置	不活性ガス置換装置	1式	◎低	事後								HTR運転管理課	
		貯蔵ブルー	貯蔵ブルー	63基	◎中	時間	●要領検査（水位、温度、放射線） ●外観検査【未臨界性確認検査】	定事検-Ⅲ41.27 定事検-705	△定期事業者検査のつど △定期事業者検査のつど	課制4 (校正)				HTR運転管理課 HTR運転管理課	
		ブル水冷却浄化設備	ブル水冷却浄化設備											HTR運転管理課	
		ブル水循環ポンプ	ブル水循環ポンプ	2台	◎低	事後	●冷却能力確認検査	定事検-701	◎定期事業者検査のつど	課制4 (自検-Ⅲ02、自検-007、008)	分解点検 (5定事検毎)	課制4 (自検-009)		HTR運転管理課	
		ブル水冷却器	ブル水冷却器	2基	◎低	事後	●冷却能力確認検査	定事検-701	◎定期事業者検査のつど	課制4 (自検-Ⅲ02、自検-007)	分解点検 (5定事検毎)	課制4 (自検-009)		HTR運転管理課	
		配管	配管	1基	◎低	事後	●冷却能力確認検査	定事検-701	◎定期事業者検査のつど	課制4 (自検-Ⅲ02、自検-007)				HTR運転管理課	
		フィルタ	フィルタ	1式	◎低	事後	●冷却能力確認検査	定事検-701	◎定期事業者検査のつど	課制4 (自検-Ⅲ02、自検-007)				HTR運転管理課	
		弁	弁	59個	◎低	事後	●冷却能力確認検査	定事検-701	◎定期事業者検査のつど	課制4 (自検-Ⅲ02、自検-007)				HTR運転管理課	
		盤	盤	1面	◎低	事後	●冷却能力確認検査	定事検-701	△定期事業者検査のつど	課制4				HTR運転管理課	
		使用済燃料貯蔵庫内使用済燃料貯蔵設備	貯蔵セル	30基	◎中	時間	●外観検査【未臨界性確認検査】共用開始後	定事検-706			据付ボルト外観点検 (1/5定事検毎)			HTR運転管理課	
八、計測制御系統施設 (1) 計装	計装	原子炉計装	中性子計装											HTR運転管理課	
			WRM、PRM検出器	6式	◎高	時間			◎定期事業者検査のつど	課制4 (自検-Ⅲ19)、選手1				HTR運転管理課	
			スタンバイパイプ内造へい体	広領域 3基	◎低	事後			△WRM交換時	課制4				HTR運転管理課	
			中性子計装盤	3式	◎高	時間			◎定期事業者検査のつど	課制4 (自検-Ⅲ15, 16, 17)、選手1				HTR運転管理課	
			制御棒位置計装											HTR運転管理課	
			シンクロ検出器	42個	◎高	時間			△定期事業者検査のつど	課制4				HTR運転管理課	
			制御棒位置計装盤	3式	◎高	時間			◎定期事業者検査のつど	課制4 (自検-Ⅲ15, 16, 17)、選手1				HTR運転管理課	
		その他の主要な計装	安全保護系のプロセス計装											HTR運転管理課	
			検出器											HTR運転管理課	
			伝送器	51台	◎高	時間			◎定期事業者検査のつど	課制4 (自検-Ⅲ15)				HTR運転管理課	
			放射能検出器											HTR運転管理課	
			1次冷却材放射能	3式	◎高	時間			◎定期事業者検査のつど	課制4 (自検-Ⅲ15, 16, 18)				HTR運転管理課	
			CV放射能	3式	◎高	時間			◎定期事業者検査のつど	課制4 (自検-Ⅲ15, 16, 18)				HTR運転管理課	
			SA放射能	1式	◎高	時間			◎定期事業者検査のつど	課制4 (自検-Ⅲ15, 16, 18)				HTR運転管理課	
			サンプリングポンプ	4式	◎低	事後			◎定期事業者検査のつど	課制4 (自検-Ⅲ16, 18)、自検-073				HTR運転管理課	
			主冷却設備安全保護系計装盤	3式	◎高	時間			◎定期事業者検査のつど	課制4 (自検-Ⅲ15, 16, 17, 18)、選手1				HTR運転管理課	
			1次冷却材放射能計装盤	3式	◎高	時間			◎定期事業者検査のつど	課制4 (自検-Ⅲ15, 16, 17, 18)、選手1				HTR運転管理課	
			放射能計装盤	3式	◎高	時間			◎定期事業者検査のつど	課制4 (自検-Ⅲ15, 16, 17, 18)、選手1				HTR運転管理課	
			安全保護系以外のプロセス計装											HTR運転管理課	
			検出器											HTR運転管理課	
			伝送器	99台	◎低	事後			◎定期事業者検査のつど	課制4 (自検-Ⅲ15)、選手1				HTR運転管理課	
			放射能検出器	37式	◎低	事後			◎定期事業者検査のつど	課制4 (自検-Ⅲ15)				HTR運転管理課	
			気体廃棄物放射能	1式	◎低	事後			◎定期事業者検査のつど	課制4 (自検-Ⅲ15)				HTR運転管理課	
			プラント制御装置	7式	◎中	時間			◎定期事業者検査のつど	課制4 (自検-Ⅲ15, 17)、選手1				HTR運転管理課	
			盤 (放射能計装ラック)	13面 (放射能計装ラック1面)	◎低	事後			△定期事業者検査のつど	課制4、選手1				HTR運転管理課	
(2) 安全保護回路	安全保護回路	原子炉保護設備	原子炉スクラム回路											HTR運転管理課	
			安全保護ロック盤	2式	◎高	時間	●作動検査、●要領検査	定事検-201'	◎定期事業者検査のつど、○月例	課制4 (自検-067)、選手1				HTR運転管理課	
			原子炉スクラム遮断器											HTR運転管理課	
			スクラム装置盤	1式	◎高	時間	●作動検査、●要領検査	定事検-201'	◎定期事業者検査のつど、○月例	課制4 (自検-068, 069)、選手1				HTR運転管理課	
		工学的安全施設作動設備	工学的安全施設作動回路	22面	◎高	時間	●作動検査、●要領検査	定事検-201'	◎定期事業者検査のつど	課制4 (自検-070)、選手1				HTR運転管理課	
			安全保護シーケンス盤	2式	◎中	時間	●作動検査	定事検-304	△定期事業者検査のつど、○起動前、○月例	課制4、選手1	分解点検 (5定事検毎)	課制4 (自検-077, 078, 079)		HTR運転管理課	
(4) 非常用制御設備	非常用制御設備	非常用制御設備	後備停止系駆動装置	16基	◎中	時間			◎定期事業者検査のつど	選手1				HTR運転管理課	
			後備停止系制御盤	1式	◎中	時間			◎定期事業者検査のつど	選手1				HTR運転管理課	
			原子炉出力制御装置	1式	◎中	時間			△定期事業者検査のつど	課制4、選手1				HTR運転管理課	
			プラント制御装置	7式	◎中	時間			◎定期事業者検査のつど	課制4、選手1				HTR運転管理課	
			原子炉出力制御装置	1式	◎中	時間			◎定期事業者検査のつど	課制4 (自検-Ⅲ17)、選手1				HTR運転管理課	
			警報表示装置	3式	◎中	時間	◎要領検査	定事検-201'	◎定期事業者検査のつど	課制4 (自検-Ⅲ18)、選手1				HTR運転管理課	
			中央制御盤	1式	◎中	時間			◎定期事業者検査のつど	課制4 (自検-Ⅲ15)、選手1				HTR運転管理課	
			中央制御室外原子炉停止盤	2式	◎中	時間			◎定期事業者検査のつど	選手1				HTR運転管理課	
			プラント計算機	1式	◎中	時間			◎定期事業者検査のつど	選手1				HTR運転管理課	
ト、放射性廃棄物の廃棄施設 (1) 気体廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物B処理系	バフアタンク	1基	◎中	時間	◎処理能力検査、○漏えい検査	定事検-801, Ⅲ25	◎定期事業者検査のつど	課制4 (自検-092)				HTR運転管理課	
			減衰タンク	2基	◎中	時間	◎処理能力検査、○漏えい検査、外観検査	定事検-801, 25, Ⅲ24	◎定期事業者検査のつど	課制4				HTR運転管理課	
			圧縮機	2台	◎中	時間	◎処理能力検査、○作動検査	定事検-801, 24	◎定期事業者検査のつど	課制4 (自検-086, 087)、選手1	分解点検 (5定事検毎)	課制4 (自検-088)		HTR運転管理課	
			配管	1式	◎中	時間	◎処理能力検査、○漏えい検査	定事検-801, Ⅲ25	◎定期事業者検査のつど	課制4 (自検-091)				HTR運転管理課	
			弁	43個 (うち主要弁2個)	◎中	時間	◎処理能力検査、○作動検査	定事検-801, Ⅲ23	◎定期事業者検査のつど	課制4 (自検-090)				HTR運転管理課	
			フィルタユニット	2基	◎中	時間	◎処理能力検査、○捕集効率検査	定事検-801, Ⅲ22	◎定期事業者検査のつど	課制4 (自検-089)				HTR運転管理課	
			排風機	2台	◎中	時間	◎処理能力検査、○作動検査	定事検-801, Ⅲ21	◎定期事業者検査のつど	課制4 (自検-083, 084)、選手1	分解点検 (5定事検毎)	課制4 (自検-085)		HTR運転管理課	
			配管	1式	◎中	時間	◎処理能力検査、○漏えい検査	定事検-801, Ⅲ25	◎定期事業者検査のつど	課制4 (自検-091)				HTR運転管理課	
			弁	21個 (うち主要弁3個)	◎中	時間	◎処理能力検査、○作動検査	定事検-801, Ⅲ23	◎定期事業者検査のつど	課制4 (自検-090)				HTR運転管理課	
			排気筒	1基	◎中	時間	◎処理能力検査、○外観検査	定事検-801, Ⅲ26	◎定期事業者検査のつど、四半期	課制4				HTR運転管理課	

HTTRの特別な施設保全整理表（試験研究用等原子炉施設）

最終更新日 2020/3/10

※ 一部故障後交換あり

許可書 記載事項	対象設備機器				供用段階（通常の検査間隔12月間を超えない期間における定期的な点検及び検査）				中長期保守（通常の検査間隔12月間を超える期間での保守）			備考	担当課室			
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	小項目 (詳細)	保全 重要度	保全 方式*	事業者検査項目 (●立会確認、◎抜取確認、 ○記録確認、△保安記録確認)	要領書 索引番号	点検頻度 (◎保安規定、○運転手引、 △課長制定文書等)	要領書 索引番号	点検補修			更新計画	要領書 索引番号	
(2) 液体廃棄物の廃棄設備	液体廃棄物の廃棄設備 (原子炉建家)	洗浄廃液ドレン系	廃液槽	1基	◎中	時間	◎外観検査、○漏えい検査	定事検-26、Ⅲ27	◎定期事業者検査のつど	Δ日常点検	運手1				HTTR運転管理課	
			機器ドレン系	1基	◎中	時間	◎外観検査、○漏えい検査	定事検-26	◎定期事業者検査のつど	Δ日常点検	運手1				HTTR運転管理課	
			床ドレン系	2基	◎中	時間	◎外観検査、○漏えい検査	定事検-26、Ⅲ27	◎定期事業者検査のつど	Δ日常点検	運手1				HTTR運転管理課	
			漏えい検知器	1式	◎中	時間	◎作動検査	定事検-26	◎定期事業者検査のつど	Δ日常点検	運手1				HTTR運転管理課	
液体廃棄物の廃棄設備 (使用済燃料貯蔵建家)	使用済燃料貯蔵建家ドレン系	廃液槽	2基	◎中	時間	◎外観検査、○漏えい検査	定事検-26、Ⅲ28	◎定期事業者検査のつど	Δ日常点検	運手1				HTTR運転管理課		
		機器ドレン系	1式	◎中	時間	◎作動検査	定事検-26	◎定期事業者検査のつど	Δ日常点検	運手1				HTTR運転管理課		
		床ドレン系	2基	◎中	時間	◎外観検査、○漏えい検査	定事検-26、Ⅲ28	◎定期事業者検査のつど	Δ日常点検	運手1				HTTR運転管理課		
		漏えい検知器	1式	◎中	時間	◎作動検査	定事検-26	◎定期事業者検査のつど	Δ日常点検	運手1				HTTR運転管理課		
チ. 放射線管理施設 (1) 屋内管理用	屋内管理用の主要な設備	作業環境モニタリング設備 (室内空気モニタリング設備)	室内ガスモニタ	6台	◎中	時間	◎放射性物質の濃度測定検査	定事検-602	◎年次	放2-1M-01				放射線管理第2課		
			室内空気モニタ	2台	◎中	時間	◎放射性物質の濃度測定検査	定事検-602	◎年次	放2-1M-01				放射線管理第2課		
			ガンマ線エリアモニタ	11台	◎中	時間	◎線量当量率測定検査、◎警報検査	定事検-601、27	◎年次	放2-1M-01				放射線管理第2課		
			中性子線エリアモニタ	1台	◎中	時間	◎線量当量率測定検査、◎警報検査	定事検-601、27	◎年次	放2-1M-01				放射線管理第2課		
		作業環境モニタリング設備 (線量当量率モニタリング設備)	事故時ガンマ線エリアモニタ	2台	◎中	時間	◎線量当量率測定検査、◎警報検査	定事検-601、27	◎年次	放2-1M-01					放射線管理第2課	
			使用済燃料貯蔵建家ガンマ線エリア	2台	◎低	事後			◎年次	放2-1M-01					放射線管理第2課	
			サーベイメータ	表面汚染用2台、γ線用2台	◎低	事後			◎年次	環監-SK-08					環境監視線量計測課	
		(2) 屋外管理用	屋外管理用の主要な設備	排気モニタリング設備	排気ガスモニタ	2台	◎中	時間	◎放射性物質の濃度測定検査、◎警報検査	定事検-602、27	◎年次	放2-1M-01				放射線管理第2課
					排気ダストモニタ	2台	◎中	時間	◎放射性物質の濃度測定検査、◎警報検査	定事検-602、27	◎年次	放2-1M-01				放射線管理第2課
					事故時排気ガスモニタ	2台	◎中	時間			◎年次	放2-1M-01				放射線管理第2課
使用済燃料貯蔵建家排気ガスモニタ	1台				◎低	事後			◎年次	放2-1M-01				放射線管理第2課		
使用済燃料貯蔵建家排気ガスモニタ	1台				◎低	事後			◎年次	放2-1M-01				放射線管理第2課		
使用済燃料貯蔵建家排気ガスモニタ	1台				◎低	事後			◎年次	放2-1M-01				放射線管理第2課		
(3) その他	その他	放射線監視盤	ハンドフットクロスモニタ	3台	◎低	事後		△年次	放2-1M-01					放射線管理第2課		
			ルーツプロ	10台	◎低	事後		△年次	放2-1M-01					放射線管理第2課		
			その他	1台	◎低	事後		△年次	放2-1M-01					放射線管理第2課		
リ. 原子炉格納施設 (2) その他の主要な事項	その他の主要な事項	サービスエリア	真通部	9層	◎中	時間	◎気密検査	定事検-29	◎定期事業者検査のつど	課制4 (自検-109)					HTTR運転管理課	
			真通部	9層	◎中	時間	◎気密検査	定事検-29	◎定期事業者検査のつど	課制4 (自検-109)					HTTR運転管理課	
			真通ダクト	4式	◎中	時間	◎気密検査	定事検-29	◎定期事業者検査のつど	課制4 (自検-109)					HTTR運転管理課	
			ダンパ	4個	◎中	時間	◎気密検査	定事検-29	◎定期事業者検査のつど	課制4 (自検-110, 111)					HTTR運転管理課	
			非常用空気浄化設備	排気フィルタユニット	2基	◎中	時間	◎捕集効率検査	定事検-Ⅲ30	◎○定期事業者検査のつど	課制4 (定自検-Ⅲ30、自検112)					HTTR運転管理課
			排風機	2台	◎中	時間	◎作動検査	定事検-105	◎定期事業者検査のつど	課制4 (自検-112, 113)、運手1		分解点検 (6定事検毎)			課制4 (自検-114)	HTTR運転管理課
			ダクト	1式	◎中	時間	◎外観検査	定事検-115	◎定期事業者検査のつど	課制4 (自検-112)					HTTR運転管理課	
			ダンパ	2台 (うち主ダンパ2台)	◎中	時間	◎作動検査	定事検-30	◎定期事業者検査のつど	課制4 (自検-112)					HTTR運転管理課	
			排気管	1式	◎中	時間	◎外観検査	定事検-Ⅲ31	◎定期事業者検査のつど	課制4 (自検-112)					HTTR運転管理課	
			ヌ. その他の附属施設 (1) 非常用電源設備	非常用電源設備	非常用発電機	ガスタービン発電機	2台	◎中	時間	◎作動検査	定事検-103	◎定期事業者検査のつど、年次 (消防法定点検)、△月例	課制4 (自検-116, 117)、運手1		分解点検 (10定事検毎)	
始動用空気槽	4基	◎低				事後			◎定期事業者検査のつど	課制4 (自検-116)					HTTR運転管理課	
主燃料槽	2基	◎低				事後			△年次 (消防法定点検)	課制4 (自検-116)					HTTR運転管理課	
燃料小出槽	2基	◎低				事後			◎定期事業者検査のつど、年次 (消防法定点検)	課制4 (自検-116)					HTTR運転管理課	
配管	1式	◎低				事後			◎定期事業者検査のつど、年次 (消防法定点検)	課制4 (自検-116)					HTTR運転管理課	
主燃料槽の支持構造物	1式	◎低				事後			△年次 (消防法定点検)	課制4 (自検-116)					HTTR運転管理課	
始動用空気圧破機	4台	◎低				事後			△定期事業者検査のつど	課制4					HTTR運転管理課	
燃料移送ポンプ	4台	◎低				事後			△月例、年次 (消防法定点検)	課制4					HTTR運転管理課	
弁	86個	◎低				事後			◎定期事業者検査のつど	課制4 (自検-116)					HTTR運転管理課	
盤	2面	◎低				事後			◎定期事業者検査のつど	課制4 (自検-116)					HTTR運転管理課	
(2) その他の主要な事項	その他の主要な事項	補機冷却水設備	防火ダンパ	1式	◎低	事後		△年次 (消防法定点検)	課制4 (自検-119)、運手1、課制4					HTTR運転管理課		
			蓄電池	108個	◎中	時間	◎作動検査	定事検-31	◎定期事業者検査のつど、△月例	課制4 (自検-119)、運手1、課制4					HTTR運転管理課	
			充電器盤	2式	◎中	時間	◎作動検査	定事検-31	◎定期事業者検査のつど	課制4 (自検-120, 122)、運手1					HTTR運転管理課	
			安全保護系用交流無停電電源装置	3式	◎中	時間	◎作動検査	定事検-31	◎定期事業者検査のつど	課制4 (自検-121, 123)、運手1					HTTR運転管理課	
			循環ポンプ	4台	◎中	時間	◎作動検査	定事検-31	◎定期事業者検査のつど、△6月毎	課制4 (自検-157, 158)、課制1、運手1		分解点検 (3定事検毎)			課制4 (自検-159)	HTTR運転管理課
			冷却塔	2式	◎低	事後			◎定期事業者検査のつど	課制4					HTTR運転管理課	
			船体	2式	◎低	事後			◎定期事業者検査のつど、△6月毎	課制4 (自検-160, 161)、課制1、運手1		分解点検 (3定事検毎)			課制4 (自検-162)	HTTR運転管理課
			冷却塔ファン	4台	◎中	時間			◎定期事業者検査のつど	課制4					HTTR運転管理課	
			散水装置	2式	◎低	事後			△定期事業者検査のつど	課制4					HTTR運転管理課	
			エリミネータ	2式	◎低	事後			△定期事業者検査のつど	課制4					HTTR運転管理課	
一般冷却水設備	一般冷却水設備	循環ポンプ	充填物	2式	◎低	事後		△定期事業者検査のつど	課制4					HTTR運転管理課		
			配管	1式	◎低	事後		◎○定期事業者検査のつど	課制4 (定自検-Ⅲ38、自検-163, 164)						HTTR運転管理課	
			弁	123個	◎低	事後			△定期事業者検査のつど	課制4					HTTR運転管理課	
			捕集冷却設備現場制御盤	2式	◎低	事後			△定期事業者検査のつど	課制4					HTTR運転管理課	
			循環ポンプ	2台	◎低	事後			◎定期事業者検査のつど、△6月毎	課制4 (自検-165, 166, 167)、課制1、運手1		分解点検 (3定事検毎)			課制4 (自検-168)	HTTR運転管理課
			冷却塔	2式	◎低	事後			△定期事業者検査のつど	課制4					HTTR運転管理課	
			船体	1式	◎低	事後			△定期事業者検査のつど	課制4					HTTR運転管理課	
			冷却塔ファン	2台	◎低	事後			◎定期事業者検査のつど、△6月毎	課制4 (自検-169, 170, 171)、課制1、運手1		分解点検 (3定事検毎)			自検-172	HTTR運転管理課
			散水装置	1式	◎低	事後			△定期事業者検査のつど	課制4					HTTR運転管理課	
			エリミネータ	1式	◎低	事後			△定期事業者検査のつど	課制4					HTTR運転管理課	
薬液注入装置	薬液注入装置	薬液タンク	充填物	2式	◎低	事後		△定期事業者検査のつど	課制4					HTTR運転管理課		
			配管	1式	◎低	事後		◎定期事業者検査のつど	課制4 (自検-173, 174, 175)						HTTR運転管理課	
			弁	58個	◎低	事後			△定期事業者検査のつど	課制4					HTTR運転管理課	
			薬注ポンプ	3台	◎低	事後			△定期事業者検査のつど、△労働安全衛生法(特化物則)2年ごと	課制4					HTTR運転管理課	
			薬液タンク	1基	◎低	事後			△定期事業者検査のつど、△労働安全衛生法(特化物則)2年ごと	課制4					HTTR運転管理課	
			常用高圧盤	1式	◎低	事後			△電気工作物の定期点検のつど、月例	換制3、課制1、運手1					HTTR運転管理課	
			パワーセンタ	4式	◎低	事後			△電気工作物の定期点検のつど、月例	換制3、課制1					HTTR運転管理課	
			モータコントロールセンタ	12式	◎低	事後			△電気工作物の定期点検のつど、月例	換制3、課制1					HTTR運転管理課	
			一般配電盤	1式	◎低	事後			△電気工作物の定期点検のつど、月例	換制3、課制1					HTTR運転管理課	
			保安灯・非常用照明盤	1式	◎低	事後			△電気工作物の定期点検のつど、月例	換制3、課制1					HTTR運転管理課	
電気施設	電気施設	一般配電盤	一般制御用電源盤	2面	◎低	事後		△電気工作物の定期点検のつど、月例	換制3、課制1					HTTR運転管理課		
			計算機用交流無停電電源装置	1式	◎低	事後		△電気工作物の定期点検のつど、月例	換制3、課制1						HTTR運転管理課	
			変圧器盤	2式	◎低	事後			△電気工作物の定期点検のつど、月例	換制3、課制1					HTTR運転管理課	
			使用済燃料貯蔵建家電源盤	1式	◎低	事後			△電気工作物の定期点検のつど、月例	換制3、課制1					HTTR運転管理課	
			配管	1式	◎低	事後			◎定期事業者検査のつど	課制4 (自検-187, 188)、運手1					HTTR運転管理課	
			弁	20個 (うち主要弁2個)	◎低	事後			◎定期事業者検査のつど	課制4 (自検-185, 186)、運手1					HTTR運転管理課	
			液体窒素貯蔵タンク	1基	◎低	事後			△年次 (高圧ガス保安法)	部制2、運手1					HTTR運転管理課	
			配管	1式	◎低	事後			△年次 (高圧ガス保安法)	部制2					HTTR運転管理課	
			弁	29個 (うち安全弁4台)	◎低	事後			△年次 (高圧ガス保安法)	部制2					HTTR運転管理課	
			加圧蒸発器	1基	◎低	事後			△年次 (高圧ガス保安法)	部制2					HTTR運転管理課	
換気空調設備 (原子炉建家)	格納容器再循環冷却装置	送風機	2台	◎低	事後			◎定期事業者検査のつど	課制4 (自検-124, 125, 126)、運手1		分解点検 (5定事検毎)			課制4 (自検-127)	HTTR運転管理課	
		空調器	1基	◎低	事後			△年次	課制1					HTTR運転管理課		
		ダンパ	14台	◎低	事後			△年次	課制1					HTTR運転管理課		
		排風機	1台	◎低	事後			◎定期事業者検査のつど、△6月毎	課制4 (自検-128, 129, 130)、課制1、運手1		分解点検 (5定事検毎)			課制4 (自検-131)	HTTR運転管理課	
格納容器減圧装置	格納容器減圧装置	排気フィルタユニット	1基	◎低	事後			◎定期事業者検査のつど	課制4 (自検-128, 132)					HTTR運転管理課		
		ダクト	1式	◎低	事後			◎定期事業者検査のつど	課制4					HTTR運転管理課		
		ダンパ	4台	◎低	事後			◎定期事業者検査のつど	課制4 (自検-128, 129)					HTTR運転管理課		
		その他	1式	◎低	事後			◎定期事業者検査のつど	課制4					HTTR運転管理課		

H T T R の特別な施設保全整理表 (試験研究用等原子炉施設)

最終更新日 2020/3/10

※ 一部故障後交換あり

許可書 記載事項	対象設備機器				供用段階 (通常の検査間隔12月間を超えない期間における定期的な点検及び検査)				中長期保守 (通常の検査間隔12月間を超える期間での保全)			備考	担当課室			
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	小項目 (詳細)	保全 重要度	保全 方式*	事業者検査項目 (●立会確認、◎指図確認、○記録確認、△保安記録確認)	要領書 索引番号	点検頻度 (◎保安規定、○運転手引、△課長制定文書等)	要領書 索引番号	点検補修			更新計画	要領書 索引番号	
原子炉建家 I 系換気空調装置 (A系統)			排気A系統フィルタユニット	2基	○低	事後			○定期事業者検査のつど	課制4 (自検-133, 136)				HTR運転管理課		
			排気A系統排風機	2台	○低	事後			◎○定期事業者検査のつど、△6月毎	課制4 (自検-133, 134)、課制1、選手1				分解点検 (5定事後)	課制4 (自検-135)	HTR運転管理課
			排気系ダクト	1式	○低	事後			○定期事業者検査のつど	課制4 (自検-150)						HTR運転管理課
			ダンパ	91台	○低	事後			△年次	課制1						HTR運転管理課
			給気系統送風機	2台	○低	事後			△6月毎	課制1、選手1						HTR運転管理課
			空調器	2基	○低	事後			△6月毎	課制1、選手1						HTR運転管理課
			給気フィルタユニット	2基	○低	事後			△6月毎	課制1、選手1						HTR運転管理課
			盤	1面	○低	事後			△年次	課制1						HTR運転管理課
			排気B系統フィルタユニット	3基	○低	事後			○定期事業者検査のつど 共用開始以降	課制4 (自検-137, 141)						HTR運転管理課
			排気B系統排風機	2台	○低	事後			○定期事業者検査のつど △6月毎 共用開始以降	課制4 (自検-137, 138, 139)、課制1、選手1				分解点検 (5定事後) 共用開始以降	課制4 (自検-140)	HTR運転管理課
			排気系ダクト	1式	○低	事後			△年次	課制1						HTR運転管理課
			ダンパ	8台	○低	事後			△年次	課制1						HTR運転管理課
			排気A系統フィルタユニット	1基	○低	事後			○定期事業者検査のつど	課制4 (自検-142, 146)						HTR運転管理課
			排気A系統排風機	2台	○低	事後			○定期事業者検査のつど、△6月毎	課制4 (自検-142, 143, 144)、課制1、選手1				分解点検 (5定事後)	課制4 (自検-145)	HTR運転管理課
			排気B系統フィルタユニット	1基	○低	事後			○定期事業者検査のつど	課制4 (自検-142, 146)						HTR運転管理課
排気B系統排風機	2台	○低	事後	○定期事業者検査のつど、△6月毎	課制4 (自検-142, 143, 144)、課制1、選手1	分解点検 (5定事後)	課制4 (自検-145)	HTR運転管理課								
空調器	1基	○低	事後	△6月毎	課制1、選手1			HTR運転管理課								
送風機	2台	○低	事後	△6月毎	課制1、選手1			HTR運転管理課								
盤	1面	○低	事後	△年次	課制1			HTR運転管理課								
中央制御室系換気空調装置			循環フィルタユニット	1基	○低	事後		◎○定期事業者検査のつど	課制4 (自検-147)				HTR運転管理課			
			循環送風機	2台	◎中	時間		○定期事業者検査のつど、△6月毎	課制4 (自検-147, 148)、課制1、選手1	分解点検 (5定事後)		課制4 (自検-149)	HTR運転管理課			
			外気処理器	1基	○低	事後		△6月毎	課制1、選手1				HTR運転管理課			
			空調器	1基	○低	事後		△6月毎	課制1、選手1				HTR運転管理課			
			送風機	2台	○低	事後		△6月毎	課制1、選手1				HTR運転管理課			
			排風機	2台	○低	事後		△6月毎	課制1、選手1				HTR運転管理課			
			ダンパ	21台	○低	事後		△年次	課制1				HTR運転管理課			
			パッケージエアコン	2台	○低	事後		△月例	課制1				HTR運転管理課			
			送風機	2台	○低	事後		△6月毎	課制1、選手1				HTR運転管理課			
			外気処理器	1基	○低	事後		△6月毎	課制1、選手1				HTR運転管理課			
			空調器	1基	○低	事後		△6月毎	課制1、選手1				HTR運転管理課			
			排風機	2台	○低	事後		△6月毎	課制1、選手1				HTR運転管理課			
			ダンパ	145台	○低	事後		△年次	課制1				HTR運転管理課			
			パッケージエアコン	1台	○低	事後		△年次	課制1				HTR運転管理課			
			空調器	1基	○低	事後		△6月毎	課制1、選手1				HTR運転管理課			
			給気A系統送風機	2台	○低	事後		△6月毎	課制1、選手1				HTR運転管理課			
			排気A系統排風機	2台	○低	事後		△6月毎	課制1、選手1				HTR運転管理課			
			外気処理器	1基	○低	事後		△6月毎	課制1、選手1				HTR運転管理課			
			給気B系統送風機	2台	○低	事後		△6月毎	課制1、選手1				HTR運転管理課			
			排気B系統排風機	2台	○低	事後		△6月毎	課制1、選手1				HTR運転管理課			
			ダンパ	29台	○低	事後		△年次	課制1				HTR運転管理課			
			盤	1面	○低	事後		△年次	課制1				HTR運転管理課			
			冷凍機	2台	○低	事後		△6月毎	課制1、選手1				HTR運転管理課			
			冷水ポンプ	2台	○低	事後		△6月毎	課制1、選手1				HTR運転管理課			
			冷水貯槽	1基	○低	事後		△年次	課制1				HTR運転管理課			
			盤	1面	○低	事後		△年次	課制1				HTR運転管理課			
			冷凍機	1台	○低	事後		△6月毎	課制1、選手1				HTR運転管理課			
			冷水ポンプ	1台	○低	事後		△6月毎	課制1、選手1				HTR運転管理課			
			冷水貯槽	1基	○低	事後		△年次	課制1				HTR運転管理課			
			盤	1面	○低	事後		△年次	課制1				HTR運転管理課			
			送風機	2台	○低	事後		△6月毎	課制1				HTR運転管理課			
			排風機	2台	○低	事後		△6月毎	課制1				HTR運転管理課			
			非常用換気ファン	1台	○低	事後		△年次	課制1				HTR運転管理課			
			ダンパ	10台	○低	事後		△年次	課制1				HTR運転管理課			
			盤	1面	○低	事後		△年次	課制1				HTR運転管理課			
			管理区域排気系統フィルタユニット	2基	○低	事後		○定期事業者検査のつど 共用開始以降	課制4 (自検-151, 155)				HTR運転管理課			
			管理区域排気系統排風機	2台	○低	事後		○定期事業者検査のつど、△6月毎 共用開始以降	課制4 (自検-151, 152, 153)、課制1	分解点検 (5定事後) 共用開始後		課制4 (自検-154)	HTR運転管理課			
			管理区域排気系ダクト	1式	○低	事後		△定期事業者検査のつど 共用開始以降	課制4				HTR運転管理課			
			管理区域給気系送風機	2台	○低	事後		△定期事業者検査のつど 共用開始以降	課制1				HTR運転管理課			
			空調器	2基	○低	事後		○定期事業者検査のつど 共用開始以降	課制1				HTR運転管理課			
			貯蔵セル排気系統フィルタユニット	3基	○低	事後		○定期事業者検査のつど 共用開始以降	課制4 (自検-151, 155)				HTR運転管理課			
			貯蔵セル排気系統排風機	2台	○低	事後		◎○定期事業者検査のつど、△6月毎 共用開始以降	課制4 (自検-151, 153)、課制1	分解点検 (5定事後) 共用開始後		課制4 (自検-156)	HTR運転管理課			
			貯蔵セル排気系ダクト	1式	○低	事後		△定期事業者検査のつど 共用開始以降	課制1				HTR運転管理課			
			貯蔵セル給気系給気フィルタユニット	3基	○低	事後		△定期事業者検査のつど 共用開始以降	課制1				HTR運転管理課			
			貯蔵セル給気系給気ダクト	1式	○低	事後		△定期事業者検査のつど	課制4				HTR運転管理課			
			空気圧縮機	2台	○低	事後		◎○定期事業者検査のつど、△6月毎	課制4 (定自検-III39, 自検-176, 177)、課制1、選手1	分解点検 (定事後)		課制4 (自検-178)	HTR運転管理課			
			前置空気ろ過器	2基	○低	事後		○定期事業者検査のつど	課制4 (自検-183, 184)				HTR運転管理課			
			除湿器	2基	○低	事後		○定期事業者検査のつど	課制4 (自検-181, 182)				HTR運転管理課			
			後置空気ろ過器	2基	○低	事後		○定期事業者検査のつど	課制4 (自検-183, 184)				HTR運転管理課			
			制御用主空気貯槽	1基	◎中	時間	○漏えい検査	定事後-32	○定期事業者検査のつど	課制4 (自検-179)			HTR運転管理課			
			制御用空気貯槽	2基	◎中	時間	○漏えい検査	定事後-32	○定期事業者検査のつど	課制4 (自検-179)			HTR運転管理課			
			配管	1式	◎中	時間	○漏えい検査	定事後-32	○定期事業者検査のつど	課制4 (自検-180)			HTR運転管理課			
			弁	185台	○低	事後		△年次	課制4				HTR運転管理課			
			空気圧縮機	1台	○低	事後		△月例、△6月毎	課制1、選手1				HTR運転管理課			
			一般用空気貯槽	1基	○低	事後		△年次	課制1				HTR運転管理課			
			空気ろ過器	1基	○低	事後		△年次	課制1				HTR運転管理課			
			配管	1式	○低	事後		△年次	課制1				HTR運転管理課			
			弁	55個	○低	事後		△年次	課制1				HTR運転管理課			
			自動火災報知設備										HTR運転管理課			
			火災受信機	1式	○低	事後		△6月 (消防法)					HTR運転管理課			
			火災感知器	1式	○低	事後		△6月 (消防法)					HTR運転管理課			
			屋外消火栓設備										HTR運転管理課			
			消火栓	1式	○低	事後		△6月 (消防法)					HTR運転管理課			
			屋内消火栓設備										HTR運転管理課			
			消火栓	1式	○低	事後		△6月 (消防法)					HTR運転管理課			
			消火器	1式	○低	事後		△6月 (消防法)					HTR運転管理課			
			消火ポンプ	2式	○低	事後		△6月 (消防法)					HTR運転管理課			
			二酸化炭素消火設備										HTR運転管理課			
			防火ダンパ	4式	○低	事後		△年次 (消防法)					HTR運転管理課			
			放送装置	4式	○低	事後		△年次 (消防法)					HTR運転管理課			
			吹出装置	4式	○低	事後		△年次 (消防法)					HTR運転管理課			

HTTRの特別な施設保全整理表（試験研究用等原子炉施設）

最終更新日 2020/3/10

※ 一部故障後交換あり

許可書 記載事項	対象設備機器				供用段階（通常の検査間隔12月間を超えない期間における定期的な点検及び検査）				中長期保守（通常の検査間隔12月間を超える期間での保全）			備考	担当課室				
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	小項目 (詳細)	保全 重要度	保全 方式*	事業者検査項目 (●立会確認、◎抜取確認、○記録確認、△保安記録確認)	要領書 索引番号	点検頻度 (◎保安規定、○運転手引、△課長制定文書等)	要領書 索引番号	点検補修			更新計画	要領書 索引番号		
淡水供給設備 (ろ過水供給設備)			ろ過水受水槽	1基	○低	事後			△年次	課制4					HTTR運転管理課		
			ろ過水ポンプ	2台	○低	事後			△年次	課制4						HTTR運転管理課	
			配管	1式	○低	事後			△年次	課制4						HTTR運転管理課	
			弁	1面	○低	事後			△年次	課制4						HTTR運転管理課	
			弁	11箇	○低	事後			△年次	課制4						HTTR運転管理課	
			電気温水器	1台	○低	事後			△年次	課制4						HTTR運転管理課	
			一般排水ポンプ	ポンプ	2台	○低	事後			△年次、△6月毎	課制4						HTTR運転管理課
				弁	1面	○低	事後			△年次	課制4						HTTR運転管理課
			蒸気供給設備	ボイラー	3台	○低	事後			△年次(消防法)	-						HTTR運転管理課
				配管	1式	○低	事後			△年次	課制4						HTTR運転管理課
				弁	1式	○低	事後			△年次	課制4						HTTR運転管理課
				真空給水暖房ポンプ	2台	○低	事後			△年次	課制4						HTTR運転管理課
				重油タンク	1基	○低	事後			△年次(消防法)	-						HTTR運転管理課
			中和処理装置	排水ポンプ	4台	○低	事後			△年次(毒劇物規則)	課制4						HTTR運転管理課
				中和槽	1基	○低	事後			△年次(毒劇物規則)	課制4						HTTR運転管理課
				薬液ポンプ	2台	○低	事後			△年次(毒劇物規則)	課制4						HTTR運転管理課
配管	1式	○低		事後			△年次(毒劇物規則)	課制4						HTTR運転管理課			
弁・コック	1式	○低		事後			△年次(毒劇物規則)	課制4						HTTR運転管理課			
薬液槽	2基	○低		事後			△年次(毒劇物規則)	課制4						HTTR運転管理課			
弁	1面	○低		事後			△年次	課制4						HTTR運転管理課			
原子炉建家	通へい扉及び通へいハッチ	扉:5扉 ハッチ:16箇	○低	事後			△年次	課制4						HTTR運転管理課			
	天井クレーン	1基(No1:3基)	○低	事後			△月例(法定点検)、年次(法定点検)	課制3						HTTR運転管理課			
	天井クレーン以外	17基	○低	事後			△月例(法定点検)、年次(法定点検)	課制3						HTTR運転管理課			
	エレベータ	1基	○低	事後			△月例(法定点検)、年次(法定点検)	課制4						HTTR運転管理課			
	酸欠警報装置	1基	○低	事後			△年次	課制4						HTTR運転管理課			
	出入管理装置	1式	○低	事後			△年次	課制4						HTTR運転管理課			
	ITV	1式	○低	事後			△日常点検等	課制4						HTTR運転管理課			
	安全弁試験装置	1式	○低	事後			△年次(高圧ガス保安法)	部制3						HTTR運転管理課			
	使用済燃料貯蔵建家	使用済燃料貯蔵設備貯蔵セル躯体	1式	○低	事後			△日常点検等	-						HTTR運転管理課		
		天井クレーン	1基(No16:2基)	○低	事後			△月例(法定点検)、年次(法定点検)	課制3						HTTR運転管理課		
通信連絡設備	非常用放送設備		○低	事後										HTTR運転管理課			
	一斉放送設備	1式	○低	事後			△年次(消防法)	-						HTTR運転管理課			
安全避難通路等	送受話器(ページング)	1式	○低	事後			△定期事業者検査のつど	課制4						HTTR運転管理課			
	誘導灯	116台	○低	事後			△年次(消防法)	-						HTTR運転管理課			

定期事業者検査要否整理表（HTR原子炉施設）

術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、－該当なし)			【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例	自施設評価	特別な保全(原子炉停止中においても機能の維持が必要なもの)		
5	試験研究用等原子炉施設の地盤	第五条 試験研究用等原子炉施設（船舶に設置するものを除く。第六条、第七条及び第八条第一項において同じ。）は、試験炉許可基準規則第三条第一項の地震力が作用した場合においても当該試験研究用等原子炉施設を十分に支持することができる 地盤に設置されたものでなければならない。	○ 知見考慮	○ 知見考慮	○ 知見考慮	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・地盤構造はほとんど変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。	
6	地震による損傷の防止	第六条 試験研究用等原子炉施設は、これに作用する 地震力 （試験炉許可基準規則第四条第二項の規定により算定する地震力をいう。）による損壊により公衆に 放射線障害を及ぼすことがないもの でなければならない。	○ 同時確認	○ 知見考慮	○ 知見考慮	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	
		2 耐震重要施設（試験炉許可基準規則第三条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下この条において同じ。）は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する 地震力 （試験炉許可基準規則第四条第三項に規定する地震力をいう。）に対してその 安全性が損なわれるおそれがないもの でなければならない。	○ 同時確認	○ 知見考慮	○ 知見考慮	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	
		3 耐震重要施設は、試験炉許可基準規則第四条第三項の地震により生ずる 斜面の崩壊 によりその 安全性が損なわれるおそれがないもの でなければならない。	△ 知見考慮	△ 知見考慮	△ 知見考慮	・地盤構造はほとんど変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。	
7	津波による損傷の防止	第七条 試験研究用等原子炉施設は、その供用中に当該試験研究用等原子炉施設に大きな影響を及ぼすおそれがある 津波 （試験炉許可基準規則第五条に規定する津波をいう。）によりその 安全性が損なわれるおそれがないもの でなければならない。	▲	－	－	・津波に係る保安設備や保安措置を要さないため、定期事業者検査は不要である。	
8	外部からの衝撃による損傷の防止	第八条 試験研究用等原子炉施設は、想定される 自然現象 （地震及び津波を除く。）によりその安全性を損なうおそれがある場合において、 防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたもの でなければならない。	▲	●		【保安記録確認検査（保安措置）】 ・竜巻対策（飛来物管理）、森林火災対策（防火帯及び樹木の管理）、火山対策（降下火砕物除去資機材管理）、落雷対策（避雷針管理）、生物学的事象対策（薬液管理）について、保安記録確認を実施する。	・避雷設備 ・火山対策（資機材）
		2 試験研究用等原子炉施設は、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合において、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であって 人為によるもの （故意によるものを除く。）により試験研究用等原子炉施設の安全性が損なわれないよう、 防護措置その他の適切な措置が講じられたもの でなければならない。	▲	－	－	・外部衝撃（人為事象）に係る防護施設や防護措置を要さないため、定期事業者検査は不要である。	－
		3 試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあっては、原子炉格納容器に近接する船体の部分は、衝突、座礁その他の要因による原子炉格納容器の機能の喪失を防止できる構造でなければならない。	－	－	－	・船舶用原子炉施設はない。	－
		4 試験研究用等原子炉施設は、 航空機の墜落 により試験研究用等原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合において、 防護措置その他の適切な措置が講じられたもの でなければならない。	▲	－	－	・航空機墜落に係る保安施設や保安措置を要さないため、定期事業者検査は不要である。	－
9	試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	第九条 試験研究用等原子炉を設置する工場又は事業所（以下「工場等」という。）は、試験研究用等原子炉施設への人の 不法な侵入 、試験研究用等原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び 不正アクセス行為 （不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。第三十二条第六号において同じ。）を防止するため、 適切な措置が講じられたもの でなければならない。	●	●	●	【保安記録確認検査（防護措置）】 ・核物質防護規定に基づく点検について、保安記録確認を実施する。	核物質防護施設
10	試験研究用等原子炉施設の機能	第十条 試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において試験研究用等原子炉の反応度を安全かつ安定的に制御でき、かつ、運転時の異常な過渡変化時においても試験研究用等原子炉固有の出力抑制特性を有するとともに、当該試験研究用等原子炉の反応度を制御することにより 核分裂の連鎖反応を制御できる能力を有するもの でなければならない。	○ 同時確認	○ 同時確認		・第33条（反応度制御系統及び原子炉停止系統）に係る検査と同時に行う。	・制御棒 ・制御棒駆動装置
		2 船舶に設置する試験研究用等原子炉施設は、波浪により生ずる動揺、傾斜その他の要因により機能が損なわれることがないものでなければならない。	－	－	－	・船舶用原子炉施設はない。	－

定期事業者検査要否整理表 (HTR原子炉施設)

11	機能の確認等	第十一条 試験研究用等原子炉施設は、原子炉容器その他の試験研究用等原子炉の安全を確保する上で必要な設備の機能の確認をするための試験又は検査及びこれらの機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。	○ 同時確認	○ 同時確認	○ 同時確認	・関係条項の検査が行えることでもって代える。 ・設備ごとに設置許可審査、設工認審査及び使用前事業者検査で、試験又は検査ができるよう設計考慮(設備の多重化、系統隔離等)されていることを確認する。 ・機能維持に係る保守又は修理を保安規定に定めて実施する。	—
12	材料及び構造	第十二条 試験研究用等原子炉施設に属する容器、管、弁及びポンプ並びにこれらを支持する構造物並びに炉心支持構造物のうち、試験研究用等原子炉施設の安全性を確保する上で重要なもの(以下この項において「容器等」という。)の材料及び構造は、次に掲げるところによらなければならない。この場合において、第一号(容器等の材料に係る部分に限る。)及び第二号の規定については、法第二十八条第二項に規定する使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。 一 容器等がその設計上要求される強度及び耐食性を確保できるものであること。	●	●	● 廃棄物(気廃、液廃)	【外観検査(構造、据付)等、保安記録確認検査(構造強度)】 ・設備ごとに設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・動的機器について、構造強度が確保されていることの確認は、設備ごとの作動検査と同時に行う。 ・静的機器について、構造強度が確保されていること(劣化状況)の確認は、代表部位の定期的な点検又は巡視によって行う。その点検頻度は10年を超えない範囲で1回以上を基本とし、定期事業者検査は点検又は巡視の保安記録確認により行う。	
		二 容器等の主要な耐圧部の溶接部(溶接金属部及び熱影響部をいう。以下この号において同じ。)は、次に掲げるところによるものであること。	—	—	—		
		イ 不連続で特異な形状でないものであること。	—	—	—		
		ロ 溶接による割れが生ずるおそれなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。	—	—	—		
		ハ 適切な強度を有するものであること。	—	—	—		
		ニ 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したのものにより溶接したものであること。	—	—	—		
		2 試験研究用等原子炉施設に属する機器は、その安全機能の重要度に応じて、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないものでなければならない。	●	●	● 廃棄物(気廃、液廃、制御用圧縮空気設備)	【漏えい検査】 【保安記録確認検査(巡視)】 ・建家内の日常的な巡視の保安記録確認により行う。(SFプール、プール水冷却浄化設備)	・原子炉圧力容器その他1次冷却材内包する機器 ・2次系(He,水系)、補助冷、炉容器、貯供 ・廃棄物(気廃、液廃) ・SFプール、プール水浄化 ・制御用圧縮空気
		3 試験研究用等原子炉施設に属する容器であって、その材料が中性子照射を受けることにより著しく劣化するおそれがあるものの内部は、監視試験片を備えたものでなければならない。	▲	—	—	—	中性子照射により容器の材料が著しく劣化するおそれがないため、定期事業者は不要
13	安全弁等	第十三条 試験研究用等原子炉施設には、その安全機能の重要度に応じて、機器に作用する圧力の過度の上昇を適切に防止する性能を有する安全弁、逃がし弁、破壊板又は真空破壊弁(第十五条第二項において「安全弁等」という。)が必要な箇所に設けられていなければならない。	●	●	—	【作動検査(主要弁)】	
14	逆止め弁	第十四条 放射性物質を含む一次冷却材その他の流体を内包する容器若しくは管又は放射性廃棄物を廃棄する設備(排気筒並びに第十七条及び第三十五条に規定するものを除く。)へ放射性物質を含まない流体を導く管には、逆止め弁が設けられていなければならない。ただし、放射性物質を含む流体が放射性物質を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない場合は、この限りでない。	▲	—	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	
15	放射性物質による汚染の防止	第十五条 試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において機器から放射性物質を含む流体が漏えいする場合において、これを安全に廃棄し得るように設置されたものでなければならない。	△ 同時確認	—	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	
		2 試験研究用等原子炉施設は、逃がし弁等から排出される流体が放射性物質を含む場合において、これを安全に廃棄し得るように設置されたものでなければならない。	△ 同時確認	△ 同時確認	△ 同時確認	・第35条(廃棄物処理設備)に係る検査と同時に行う。	

定期事業者検査要否整理表（HTTR原子炉施設）

		3 試験研究用等原子炉施設は、工場等の外に排水を排出する排水路（湧水に係るものであって、放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。以下この項において同じ。）の上に、当該施設の放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内の床面がないものでなければならない。ただし、液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備が設置される施設（液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）以外の施設であって当該施設の放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内に当該排水路の開口部がない場合並びに当該排水路に放射性物質を含む排水を安全に廃棄する設備及び第三十一条第二号に掲げる事項を計測する設備が設置されている場合は、この限りでない。	△ 同時確認	—	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。 （管理区域内の床下に排水路はない。）	
		4 試験研究用等原子炉施設のうち、人が頻繁に出入りする建物又は船舶の内部の壁、床その他の部分であって、放射性物質により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、放射性物質による汚染を除去しやすいものでなければならない。	●	●	—	【保安記録確認検査（壁・床）】 ・建家内の日常的な点検又は巡視のプロセス確認により行う。	壁・床
16	遮蔽等	第十六条 試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において当該試験研究用等原子炉施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による工場等周辺の空間線量率が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように設置されたものでなければならない。	●	●	—	【線量当量率検査】	
		2 工場等（原子力船を含む。）内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより遮蔽設備が設けられていなければならない。 一 放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有するものであること。	●	●	—	【線量当量率検査】	・原子炉建家
		二 開口部又は配管その他の貫通部がある場合であって放射線障害を防止するために必要がある場合は、放射線の漏えいを防止するための措置が講じられていること。	●	●	—	【線量当量率検査】	・原子炉建家
		三 自重、熱応力その他の荷重に耐えるものであること。	○ 知見考慮	○ 知見考慮	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・遮蔽設備の構造はほとんど変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。	—
17	換気設備	第十七条 試験研究用等原子炉施設内の放射性物質により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより換気設備が設けられていなければならない。 一 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであること。	●	●	● 原子炉建家 I系のみ	【作動検査】 【フィルタ捕集効率検査】	・換気空調設備（原子炉建家） ・原子炉建家 I 系 A 系統排風機、中央制御室系循環送風機 ・換気空調設備（使用済燃料貯蔵建家） ・貯蔵セル排気系統排風機 ・換気空調設備（原子炉建家） ・中央制御室系フィルタユニット
		二 放射性物質により汚染された空気が漏えい及び逆流のし難い構造であるものであること。	○ 同時確認	○ 同時確認	○ 同時確認	・第35条（廃棄物処理設備）に係る検査と同時に行う。	
		三 ろ過装置を有する場合にあつては、ろ過装置の放射性物質による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。	○ 同時確認	○ 同時確認	—	・取替えが容易なことについては、設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・第1号に係る検査前条件（フィルタ交換）と同時に行う。	
		四 吸気口は、放射性物質により汚染された空気を吸入し難いように設置されたものであること。	○ 同時確認	—	—	使用に当たり構造や機能が変化しないため、定期事業者検査は不要	
18	適用	第二章 試験研究用原子炉に係る試験研究用等原子炉施設 第十八条 この章の規定は、試験研究用原子炉に係る試験研究用等原子炉施設について適用する。					
19	溢水による損傷の防止	第十九条 試験研究用等原子炉施設は、当該試験研究用等原子炉施設内における溢水の発生によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	▲	●	●	【保安記録確認検査（溢水対策機器）】 ・定期的な点検の記録確認により行う。	排水ポンプ、漏えい検知器等
		2 試験研究用等原子炉施設は、当該試験研究用等原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器又は配管の破損により当該容器又は配管から放射性物質を含む液体があふれ出るおそれがある場合は、当該液体が管理区域外へ漏えいすることを防止するために必要な措置が講じられたものでなければならない。	▲	●	●	【保安記録確認検査（漏えい防止用の堰等）】 ・建家内の日常的な点検又は巡視の保安記録確認により行う。	漏えい防止用の堰
20	安全避難通路等	第二十条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる設備が設けられていなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路	●	●	●	【保安記録確認検査】 ・定期的な点検の記録確認により行う。	安全避難通路 誘導標識
		二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明	●	●	●	【保安記録確認検査】 ・定期的な点検の記録確認により行う。	非常用照明 誘導灯

定期事業者検査要否整理表 (HTR原子炉施設)

		三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源	●	●	●	【保安記録確認検査】 ・定期的な点検の記録確認により行う。	交流非常灯(保安灯) 蓄電池内蔵の照明 携帯用照明等（携帯用照明、可搬型の作業用照明、可搬型発電機）
21	安全設備	第二十一条 安全設備は、次に掲げるところにより設置されていなければならない。 一 第二条第二項第二十八号ロに掲げる安全設備は、二以上の原子力施設において 共用し、又は相互に接続するものであってはならない 。ただし、試験研究用等原子炉の安全を確保する上で支障がない場合にあっては、この限りでない。	○ 知見考慮	○ 知見考慮	—	・設備ごとに設置許可審査及び設工認審査で確認する。 ・使用にあたり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。	
		二 第二条第二項第二十八号ロに掲げる安全設備は、当該安全設備を構成する機械又は器具の単一故障（試験炉許可基準規則第十二条第二項に規定する単一故障をいう。第三十二条第三号において同じ。）が発生した場合であって、外部電源が利用できない場合においても機能できるよう、当該系統を構成する機械又は器具の機能、構造及び動作原理を考慮して、 多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保するものであること 。ただし、原子炉格納容器その他多重性、多様性及び独立性を有することなく試験研究用等原子炉の安全を確保する機能を維持し得る設備にあっては、この限りでない。	○ 知見考慮	○ 知見考慮	—	・設備ごとに設置許可審査及び設工認審査で確認する。 ・使用にあたり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。	
		三 安全設備は、設計基準事故時及び当該事故に至るまでの間に想定される 全ての環境条件において、その機能を発揮することができるものであること 。	○ 知見考慮	○ 知見考慮	—	・設備ごとに設置許可審査及び設工認審査で確認する。 ・使用にあたり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。	
		四 火災により損傷を受けるおそれがある場合においては、次に掲げるところによること。 イ 火災の発生を防止するために可能な限り 不燃性又は難燃性の材料を使用すること 。	●	●	—	【保安記録確認検査（可燃物管理等）】 ・建家内の日常的な点検又は巡視の保安記録確認により行う。 ・不燃性又は難燃性については、設備ごとに設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。また、使用に当たり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。	
		ロ 必要に応じて火災の発生を 感知する設備及び消火を行う設備が設けられていること 。	●	●	●	【保安記録確認検査（消火設備）】 ・法令消防設備点検の保安記録確認により行う。	・火災感知設備、消火器、消火栓、二酸化炭素消火設備等、
		ハ 火災の影響を軽減するため、必要に応じて、 防火壁の設置その他の適切な防火措置を講ずること 。	▲	●	—	【保安記録確認検査（可燃物管理等）】 ・建家内の日常的な点検又は巡視の保安記録確認により行う。 ・火災区域及び火災区画については、設備ごとに設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。また、使用に当たり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。	
		五 前号口の 消火を行う設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても試験研究用等原子炉を安全に停止させるための機能を損なわないものであること 。	○ 知見考慮	●	●	【保安記録確認検査（消火設備）】 ・法令消防設備点検の保安記録確認により行う。	消火栓、二酸化炭素消火設備等
		六 蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う 飛散物により損傷を受け、試験研究用等原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合には、防護施設の設置その他の適切な損傷防止措置が講じられていること 。	▲	●	—	・設備ごとに設置許可審査及び設工認審査で確認する。 ・使用にあたり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。	
22	炉心等	第二十二条 燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物の材料は、運転時における圧力、温度及び放射線につき想定される最も厳しい条件の下において、必要な 物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない 。	●	●	—	【外観検査（炉心支持黒鉛構造物）】 【保安記録確認（運転日数）】 ・炉心支持黒鉛構造物について、燃料交換時に定期事業者検査を実施する。燃料交換の時期は、積算運転日数の保安記録確認により行う。 ・燃料体、制御棒案内ブロック、可動反射体ブロックについては、照射条件等を考慮して交換することとしているため、定期事業者検査は不要とする。	炉心支持黒鉛構造物
		2 燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物は、最高使用圧力、自重、附加荷重その他の燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物に加わる 負荷に耐えられるものでなければならない 。	●	●	—	【外観検査（炉心支持黒鉛構造物）】 【保安記録確認（運転日数）】 ・炉心支持黒鉛構造物について、燃料交換時に定期事業者検査を実施する。燃料交換の時期は、積算運転日数の保安記録確認により行う。 ・燃料体、制御棒案内ブロック、可動反射体ブロックについては、照射条件等を考慮して交換することとしているため、定期事業者検査は不要とする。	炉心支持黒鉛構造物

定期事業者検査要否整理表 (HTR原子炉施設)

		3 燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物は、冷却材の循環その他の要因により生ずる振動により損傷を受けることがないように設置されていなければならない。	●	●	—	【外観検査（炉心支持黒鉛構造物）】 【保安記録確認（運転日数）】 ・炉心支持黒鉛構造物について、燃料交換時に定期事業者検査を実施する。燃料交換の時期は、積算運転日数の保安記録確認により行う。 ・燃料体、制御棒案内ブロック、可動反射体ブロックについては、照射条件等を考慮して交換することとしているため、定期事業者検査は不要とする。	炉心支持黒鉛構造物
23	熱遮蔽材	第二十三条 試験研究用等原子炉施設には、原子炉容器の材料が中性子照射を受けることにより著しく劣化するおそれがある場合において、これを防止するため、次に掲げるところにより熱遮蔽材が設けられていなければならない。 一 熱応力による変形により試験研究用等原子炉の安全に支障を及ぼすおそれがないこと。	●	—	—	中性子照射により容器の材料が著しく劣化するおそれがないため、定期事業者は不要	—
		二 冷却材の循環その他の要因により生ずる振動により損傷を受けることがないこと。	●	—	—	中性子照射により容器の材料が著しく劣化するおそれがないため、定期事業者は不要	—
24	一次冷却材	第二十四条 一次冷却材は、運転時における圧力、温度及び放射線について想定される最も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。	●	●	—	・運転前のヘリウム受入れ時の記録確認により行う。	
25	核燃料物質取扱設備	第二十五条 核燃料物質取扱設備は、次に掲げるところにより設置されていなければならない。 一 通常運転時において取り扱う必要がある燃料体又は使用済燃料（以下「燃料体等」と総称する。）を取り扱う能力を有するものであること。	●	—	—	・燃料交換機、燃料出入機は、使用に当たり構造（燃料体数の制限）や機能が変化しないため、定期事業者検査は不要	—
		二 燃料体等が臨界に達するおそれがないこと。	●	—	—	・燃料交換機、燃料出入機は、使用に当たり構造（燃料体数の制限）や機能が変化しないため、定期事業者検査は不要	—
		三 燃料体等の崩壊熱を安全に除去することにより燃料体等が溶融しないものであること。	●	—	—	・燃料交換機、燃料出入機は、使用に当たり構造（燃料体数の制限）や機能が変化しないため、定期事業者検査は不要	—
		四 取扱中に燃料体等が破損するおそれがないものであること。	●	●	●	【作動検査（燃料交換機等）】	・燃料交換機、燃料出入機
		五 燃料体等を封入する容器は、取扱中における衝撃及び熱に耐え、かつ、容易に破損しないものであること。	●	—	—	・燃料交換機、燃料出入機は、使用に当たり構造（燃料体数の制限）や機能が変化しないため、定期事業者検査は不要	—
		六 前号の容器は、燃料体等を封入した場合に、その表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないものであること。ただし、管理区域内においてのみ使用されるものについては、この限りでない。	●	—	—	該当する容器がないため、定期事業者検査は不要。	—
		七 燃料体等の取扱中に燃料体等を取り扱うための動力の供給が停止した場合に、燃料体等を保持する構造を有する機器により燃料体等の落下を防止できること。	●	●	●	【作動検査（燃料交換機等）】	燃料交換機、燃料出入機
		八 次に掲げるところにより燃料取扱場所の放射線量及び温度を測定できる設備を備えるものであること。 イ 燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し、及び警報を発することができるものであること。	●	△ 同時確認	△ 同時確認	【警報検査（エリアモニタ）】 ・第26条（貯蔵設備）に係る検査と同時に行う。	放射線管理設備（エリアモニタ）
		ロ 崩壊熱を除去する機能の喪失を検知する必要がある場合には、燃料取扱場所の温度の異常を検知し、及び警報を発することができるものであること。	●	—	—		—
26	核燃料物質貯蔵設備	第二十六条 核燃料物質貯蔵設備は、次に掲げるところにより設置されたものでなければならない。 一 燃料体等が臨界に達するおそれがないこと。	●	●	●	【未臨界性確認検査】	新燃料貯蔵ラック、使用済燃料貯蔵ラック（R/B）、使用済燃料貯蔵ラック（SF/B）
		二 燃料体等を貯蔵することができる容量を有すること。	●	—	—	・設備ごとに設置許可審査及び設工認審査で確認する。新燃料貯蔵ラック、使用済燃料貯蔵ラック（R/B）、使用済燃料貯蔵ラック（SF/B）は、使用に当たり構造が変化しないため、定期事業者検査は不要	—
		三 次に掲げるところにより燃料取扱場所の放射線量及び温度を測定できる設備を備えるものであること。 イ 燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し、及び警報を発することができるものであること。	●	●	●	【警報検査（エリアモニタ）】	放射線管理設備（エリアモニタ）

定期事業者検査要否整理表 (HTTR原子炉施設)

		ロ 崩壊熱を除去する機能の喪失を検知する必要がある場合には、燃料取扱場所の 温度の異常を検知し、及び警報を発することができるものであること。	●	●	●	【警報検査（プール水、セル温度）】 ・第25条（核燃料物質取扱設備）に係る検査と同時に行う	・使用済燃料貯蔵ラック（R/B） ・使用済燃料貯蔵ラック（SF/B）
		2 使用済燃料その他高放射性の燃料体を貯蔵する核燃料物質貯蔵設備は、前項に定めるところによるほか、次に掲げるところにより設置されていなければならない。 一 使用済燃料その他高放射性の燃料体の 被覆が著しく腐食することを防止し得るものであること。	▲	●	—	・使用済燃料貯蔵ラック（R/B）、使用済燃料貯蔵ラック（SF/B）は、使用に当たり構造が変化しないため、定期事業者検査は不要（腐食の可能性はない）	—
		二 使用済燃料その他高放射性の燃料体からの放射線に対して適切な 遮蔽能力を有するものであること。	●	△ 同時確認	△ 同時確認	【線量当量率検査】 ・第16条（遮蔽等）に関する検査と同時に行う。	・使用済燃料貯蔵ラック（R/B） ・使用済燃料貯蔵ラック（SF/B）
		三 使用済燃料その他高放射性の燃料体の 崩壊熱を安全に除去し得るものであること。	●	●	●	【作動検査（冷却能力確認検査）】	・プール水冷却浄化設備 ・SF/Bセル換気系
		四 使用済燃料その他高放射性の燃料体を液体中で貯蔵する場合は、前号に掲げるところによるほか、次に掲げるところによること。 イ 液体が あふれ、又は漏えいするおそれがないものであること。	●	●	●	【保安記録確認検査（巡視）】 ・建家内の日常的な巡視の保安記録確認により行う。	
		ロ 液位を測定でき、かつ、液体の漏えいその他の異常を適切に検知し得るものであること。	●	●	●	【警報検査（プール水位）】	・プール水位
27	一次冷却材処理装置	第二十七条 試験研究用等原子炉施設は、放射性物質を含む一次冷却材（次条第一項第四号に掲げる設備から排出される放射性物質を含む流体を含む。）を通常運転時において系統外に排出する場合は、これを 安全に廃棄し得るように設置されたものでなければならない。	●	—	—	・気体廃棄物処理設備へのラインは設置許可審査及び設工認審査で確認する。使用に当たり構造が変化しないため、定期事業者検査は不要	
28	冷却設備等	第二十八条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる設備が設けられていなければならない。ただし、試験研究用等原子炉の安全を確保する上で支障がない場合にあつては、この限りでない。 一 原子炉容器内において発生した熱を除去することができる容量の冷却材その他の 流体を循環させる設備	●	●	—	【作動検査（HGC）】	一次冷却設備1次ヘリウム循環機
		二 液体の一次冷却材を用いる試験研究用等原子炉にあつては、運転時における原子炉容器の 液位を自動的に調整する設備	●	—	—	冷却材がガスのため該当しない。	
		三 密閉容器型原子炉（燃料体及び一次冷却材が容器（原子炉格納施設を除く。）内に密閉されている試験研究用等原子炉をいう。）にあつては、原子炉容器内の 圧力を自動的に調整する設備	●	●	—	【総合検査】	原子炉本体
		四 一次冷却材に含まれる 放射性物質及び不純物の濃度 を試験研究用等原子炉の安全に支障を及ぼさない値以下に 保つ設備	●	●	—	【作動検査（圧縮機、主要弁）】 【漏えい検査】	1次ヘリウム純化設備
		五 試験研究用等原子炉停止時における原子炉容器内の 残留熱を除去する設備	●	●	—	【作動検査（ポンプ、主要弁、ファン）】 【漏えい検査】	加圧水冷却設備
		六 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生したときに想定される最も厳しい条件の下において原子炉容器内において発生した熱を除去できる 非常用冷却設備	●	●	—	【作動検査（ポンプ、主要弁）】 【漏えい検査】	炉容器冷却設備
					—	【作動検査（系統）】 【作動検査（ポンプ、主要弁）】 【漏えい検査】	補助冷却設備（He系）
		七 前二号の設備により除去された熱を 最終ヒートシンクへ輸送することができる設備	●	●	—	【作動検査（ポンプ）】 【漏えい検査】	補機冷却設備
					—	【作動検査（ポンプ、ファン）】 【漏えい検査】	補助冷却設備（水系）
		2 前項の設備は、冷却材の循環その他の要因により生ずる 振動により損傷を受けることがないように設置されたものでなければならない。	●	—	—	・各設備は設置許可審査及び設工認審査で確認する。使用に当たり構造が変化しないため、定期事業者検査は不要	
		3 試験研究用等原子炉施設には、一次冷却系統設備からの一次冷却材の 漏えいを検出する装置が設けられていなければならない。	●	●	—	【総合検査】	・原子炉本体
31	放射線管理施設	第三十一条 工場等には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもって代えることができる。 一 放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する箇所における 排気中の放射性物質の濃度	●	●	●	【排気モニタの濃度測定検査】	・原子炉本体
		二 放射性廃棄物の排水口又はこれに近接する箇所における 排水中の放射性物質の濃度	●	●	—	【保安記録確認検査（排水管理）】 ・排水中の濃度管理については、保安規定に定めて実施する。	

定期事業者検査要否整理表 (HTR原子炉施設)

		三 管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量及び空气中の放射性物質の濃度	●	●	●	【ガンマ線・中性子線エリアモニタの線量当量率測定検査】及び【室内モニタの放射性物質の濃度測定検査】	・エリアモニタ、室内モニタ
32	安全保護回路	第三十二条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより安全保護回路が設けられていなければならない。 一 運転時の異常な過渡変化が発生する場合又は地震の発生により試験研究用等原子炉の運転に支障が生ずる場合において、原子炉停止系統その他系統と併せて機能することにより、燃料の許容設計限界を超えないようにできるものであること。	●	●	● (一部)	【連動装置及び警報装置の作動検査】 定期の点検により設定値確認後作動検査を実施	・計測制御系統施設・安全保護回路の連動装置及び警報装置 ・計測制御系統施設・原子炉スクラム回路・工学的安全施設作動回路
		二 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常により多量の放射性物質が漏えいする可能性が生じる場合において、これを抑制し又は防止するための設備を速やかに作動させる必要があるときは、当該設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させるものであること。	●	○ 同時確認	○ 同時確認	・第1号及び41条（警報装置）の作動検査により行う。	○作動検査 ・計測制御系統施設・安全保護回路の連動装置及び警報装置 ・計測制御系統施設・原子炉スクラム回路・工学的安全施設作動回路 ・計測制御系統施設・原子炉スクラム回路・工学的安全施設作動回路
		三 安全保護回路を構成する機械若しくは器具又はチャンネルは、単一故障が起きた場合又は使用状態からの単一の取り外しを行った場合において、安全保護機能を失わないよう、多重性又は多様性を確保するものであること。	○ 同時確認	—	—	・設置許可審査及び設工認審査で確認する。使用に当たり構造が変化しないため、定期事業者検査は不要	—
		四 安全保護回路を構成するチャンネルは、それぞれ互いに分離し、それぞれのチャンネル間において安全保護機能を失わないように独立性を確保するものであること。	○ 同時確認	—	—	・設置許可審査及び設工認審査で確認する。使用に当たり構造が変化しないため、定期事業者検査は不要	—
		五 駆動源の喪失、系統の遮断その他の試験研究用等原子炉の運転に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合においても、試験研究用等原子炉施設への影響が緩和される状態に移行し、又は当該が進展しない状態を維持することにより、試験研究用等原子炉施設の安全上支障がない状態を維持できるものであること。	○ 同時確認	—	—	・設置許可審査及び設工認審査で確認する。使用に当たり構造が変化しないため、定期事業者検査は不要	—
		六 不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止するために必要な措置が講じられているものであること。	○ 同時確認	▲ 知見考慮	—	・安全保護回路は、ソフトウェアを用いた装置を使用していないことから、サイバーセキュリティを考慮する必要はない。 ・更新等に伴い考慮が必要であれば検査に反映する。	—
		七 計測制御系統施設の一部を安全保護回路と共用する場合において、その安全保護機能を失わないよう、計測制御系統施設から機能的に分離されたものであること。	○ 同時確認	—	—	・設置許可審査及び設工認審査で確認する。使用に当たり構造が変化しないため、定期事業者検査は不要	—
		八 試験研究用等原子炉の安全を確保する上で必要な場合には、運転条件に応じてその作動設定値を変更できるものであること。	○ 同時確認	○ 同時確認	○ 同時確認	・第1号及び41条（警報装置）の作動検査により行う。	○作動検査 ・計測制御系統施設・安全保護回路の連動装置及び警報装置 ・計測制御系統施設・原子炉スクラム回路・工学的安全施設作動回路 ・計測制御系統施設・原子炉スクラム回路・工学的安全施設作動回路
33	反応度制御系統及び原子炉停止系統	第三十三条 試験研究用等原子炉施設には、通常運転時において、燃料の許容設計限界を超えることがないように反応度を制御できるよう、次に掲げるところにより反応度制御系統が設けられていなければならない。 一 通常運転時に予想される温度変化、キセノンの濃度変化、実験物（試験炉許可基準規則第十九条第一号に規定する実験物をいう。以下同じ。）の移動その他の要因による反応度変化を制御できるものであること。	●	●	—	【過剰反応度検査】 【反応度制御能力検査】 【原子炉停止余裕検査】	原子炉本体 制御棒系
		二 制御棒を用いる場合にあっては、次のとおりとすること。 イ 炉心からの飛び出し、又は落下を防止するものであること。	● 同時確認	●	—	【外観検査】	スタンドパイプ固定装置
		ロ 当該制御棒の反応度添加率は、原子炉停止系統の停止能力と併せて、想定される制御棒の異常な引き抜きが発生しても、燃料の許容設計限界を超えないものであること。	●	●	—	【作動検査（制御棒引抜阻止回路）】 【スクラム検査】	計装設備・制御棒引抜阻止回路 制御棒系
		2 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより原子炉停止系統が設けられていなければならない。 一 制御棒その他の反応度を制御する設備による二以上の独立した系統を有するものであること。ただし、当該系統が制御棒のみから構成される場合であって、次に掲げるときは、この限りでない。 イ 試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、未臨界を維持することができる制御棒の数に比し当該系統の能力に十分な余裕があるとき。 ロ 原子炉固有の出力抑制特性が優れているとき。	△ 同時確認	●	—	【反応度抑制効果検査（後備停止系）】	計測制御系統施設・非常用制御設備・後備停止系駆動装置

定期事業者検査要否整理表 (HTR原子炉施設)

		二 運転時において、原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、燃料の許容設計限界を超えることなく試験研究用等原子炉を 未臨界に移行することができ 、かつ、少なくとも一つは、低温状態において 未臨界を維持できるものであること 。	●	△ 同時確認	—	反応度制御能力検査及びスクラム検査で確認	計測制御系統施設・制御設備・制御棒駆動装置
		三 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合において、原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、速やかに試験研究用等原子炉を 未臨界に移行することができ 、かつ、少なくとも一つは、低温状態において 未臨界を維持できるものであること 。	●	△ 同時確認	—	反応度制御能力検査及びスクラム検査で確認	計測制御系統施設・制御設備・制御棒駆動装置
		四 制御棒を用いる場合にあっては、一本の 制御棒が固着した場合 においても、前二号の 機能を有するものであること 。	●	●	—	【原子炉停止余裕検査】	原子炉本体
		3 制御材は、運転時における圧力、温度及び放射線について想定される 最も厳しい条件の下 において、必要な 物理的及び化学的性質を保持するものでなければならぬ 。	● 同時確認	○ 同時確認	—	設置許可審査、設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 スクラム検査等で同時に確認する。	制御棒
		4 制御材を駆動する設備は、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 試験研究用等原子炉の 特性に適合した速度で制御材を駆動し得るものであること 。	●	●	—	【作動検査（駆動速度）】	計測制御系統施設・制御設備・制御棒駆動装置
		二 制御材を駆動するための動力の供給が停止した場合に、制御材が 反応度を増加させる方向に動かないものであること 。	△ 同時確認	—	—	制御棒駆動装置の設計については、設置許可審査及び設工認審査で確認する。使用に当たり構造が変化しないため、定期事業者検査は不要	—
		三 制御棒の落下その他の衝撃により燃料体、制御棒その他の設備を 損壊することがないものであること 。	○ 同時確認	—	—	・設置許可審査及び設工認審査で確認する。使用に当たり構造が変化しないため、定期事業者検査は不要	—
		5 制御棒の最大反応度値及び反応度添加率は、想定される反応度投入事象（試験研究用等原子炉に反応度が異常に投入される事象をいう。第六十四条第五項において同じ。）に対して 炉心冠水維持パウダリを破損せず 、かつ、炉心の冷却機能を損なうような 炉心又は炉心支持構造物の損壊を起こさないものでなければならぬ 。	○ 同時確認	○ 同時確認	—	【反応度制御能力検査】 【最大反応度添加率検査】 【スクラム検査】	制御棒
		6 原子炉停止系統は、反応度制御系統と共用する場合には、反応度制御系統を構成する設備の故障が発生した場合においても通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に試験研究用等原子炉を 未臨界に移行することができ 、かつ、低温状態において 未臨界を維持できるものでなければならぬ 。	○ 同時確認	—	—	・制御棒系の設計については、設置許可審査及び設工認審査で確認する。使用に当たり構造が変化しないため、定期事業者検査は不要	—
34	原子炉制御室等	第三十四条 試験研究用等原子炉施設には、 原子炉制御室が設けられていなければならない 。	○ 同時確認	—	—	・設置許可審査、設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。使用に当たり構造が変化しないため、定期事業者検査は不要	—
		2 原子炉制御室は、試験研究用等原子炉の運転状態を表示する装置、試験研究用等原子炉の安全を確保するための設備を操作する装置、異常を表示する警報装置その他の試験研究用等原子炉の安全を確保するための主要な装置が集中し、かつ、誤操作することなく 適切に運転操作することができるよう設置されたものでなければならぬ 。	○ 同時確認	○ 同時確認	○ 同時確認	・設置許可審査、設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・警報検査、インターロック検査等と同時に確認する。	—
		3 原子炉制御室は、従事者が、設計基準事故時に、 容易に避難できる構造でなければならない 。	○同時確認	○同時確認	○同時確認	【保安記録確認検査】 ・定期的な点検の記録確認により行う。	安全避難通路の一部（制御室）
		4 原子炉制御室及びこれに連絡する通路は、試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合において、試験研究用等原子炉の運転の停止その他の試験研究用等原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室に入り、かつ、 一定期間とどまることができるように、遮蔽設備の設置その他の適切な放射線防護措置が講じられたものでなければならない 。	○ 同時確認	○ 同時確認	○ 同時確認	・設置許可審査、設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・第16条（遮蔽等）に係る線量当量率検査と同時に確認する。	—
		5 試験研究用等原子炉施設には、火災その他の要因により原子炉制御室が使用できない場合に、 原子炉制御室以外の場所から試験研究用等原子炉の運転を停止し 、かつ、安全な状態を維持することができる設備が設けられていなければならない。ただし、試験研究用等原子炉の安全を確保する上で支障がない場合にあっては、この限りでない。	○ 同時確認	—	—	・定期の点検により確認	—
35	廃棄物処理設備	第三十五条 工場等には、次に掲げるところにより放射性廃棄物を廃棄する設備（放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。）が 設けられていなければならない 。 一 周辺監視区域の外の 空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度 が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないように、試験研究用等原子炉施設において発生する放射性廃棄物を 廃棄する能力を有するものであること 。	●	●	●	【処理能力検査】 【作動検査（圧縮機、排風機、主要弁）】 【フィルタ捕集効率検査】	廃棄施設・気体廃棄物の廃棄施設・圧縮機、排風機、主要弁、フィルタユニット

定期事業者検査要否整理表 (HTR原子炉施設)

		二 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別すること。ただし、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。	▲	—	—	ドレンピットは最下位にあり構造上、放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の廃棄物を取扱う設備に逆流するおそれがないため、定期事業者は不要。	—
		三 放射性廃棄物に含まれる化学薬品の影響その他の要因により著しく腐食するおそれがないものであること。	●	●	●	【外観検査】	・廃棄施設・気体廃棄物の廃棄施設・減衰タンク、排気筒 ・廃棄施設・液体廃棄物の廃棄設備・廃液槽
		四 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。	●	○ 同時確認	○ 同時確認	・第1項第1号に係る検査と同時に行う。	廃棄施設・気体廃棄物の廃棄施設
		五 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の放射性物質による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。	○ 同時確認	○ 同時確認	○ 同時確認	・取替えが容易なことについては、設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・第1号に係る検査前条件（フィルタ交換）と同時に行う。	
		六 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排水口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。	●	—	—	・液体廃棄物は運搬車により引き渡すため、該当設備がないため定期事業者検査は不要。なお、放射性廃液移送配管はない。	—
		七 固体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、放射性廃棄物を廃棄する過程において放射性物質が散逸し難いものであること。	●	—	—	・廃棄物処理施設へ引き渡すため当該施設なく、定期事業者は不要。	—
		2 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備（液体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。以下この項において同じ。）が設置される施設（液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）は、次に掲げるところにより設置されていなければならない。 一 施設内部の床面及び壁面は、液体状の放射性廃棄物が漏えいし難いものであること。	▲	●	●	【保安記録確認検査（床・壁）】 ・漏えい拡大防止のための床・壁の状況については、点検又は巡視の保安記録確認により行う。	床・壁
		二 施設内部の床面は、床面の傾斜又は床面に設けられた溝の傾斜により液体状の放射性廃棄物がその受け口に導かれる構造であり、かつ、液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備の周辺部には、液体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大を防止するための堰が設けられていること。	▲	●	●	【保安記録確認検査（堰）】 ・漏えい拡大防止のための床・壁の状況については、点検又は巡視の保安記録確認により行う。	堰
		三 施設外に通ずる出入口又はその周辺部には、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいすることを防止するための堰が設けられていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であつて液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。	▲	○ 同時確認	○ 同時確認	19条（溢水）に係る検査と同時に行う。	漏えい防止用の堰
36	保管廃棄設備	第三十六条 放射性廃棄物を保管廃棄する設備は、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 通常運転時に発生する放射性廃棄物を保管廃棄する容量を有すること。 二 放射性廃棄物が漏えいし難い構造であること。	●	●	—	設工認及び使用前検査で確認、使用による容量が変化するものではない。	—
		三 崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱に耐え、かつ、放射性廃棄物に含まれる化学薬品の影響その他の要因により著しく腐食するおそれがないこと。	▲	●	●	【保安記録確認検査（巡視）】 ・漏えい防止のための構造については、巡視の保安記録確認により行う。	固体廃棄物保管室
		2 固体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備が設置される施設は、放射性廃棄物による汚染が広がらないように設置されたものでなければならない。	●	●	●	【保安記録確認検査（巡視）】 ・汚染拡大防止については、巡視の保安記録確認により行う。	固体廃棄物保管室
		3 前条第二項の規定は、流体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備が設置されている施設について準用する。	▲	—	—	該当設備はないため定期事業者検査は不要。	—
38	実験設備等	第三十八条 試験研究用等原子炉施設に設置される実験設備等（試験炉許可基準規則第二十九条に規定する実験設備等をいう。以下この条において同じ。）は、次に掲げるものでなければならない。 一 実験設備の損傷その他の実験設備等の異常が発生した場合においても、試験研究用等原子炉の安全性を損なうおそれがないものであること。 二 実験物の移動又は状態の変化が生じた場合においても、運転中の試験研究用等原子炉に反応度が異常に投入されないものであること。 三 放射線又は放射性物質の著しい漏えいのおそれがないものであること。	▲	—	—	・現状は、該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。 ・設備設置後に行う。	—
		二 実験物の移動又は状態の変化が生じた場合においても、運転中の試験研究用等原子炉に反応度が異常に投入されないものであること。	▲	—	—	・現状は、該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。 ・設備設置後に行う。	—
		三 放射線又は放射性物質の著しい漏えいのおそれがないものであること。	▲	—	—	・現状は、該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。 ・設備設置後に行う。	—

定期事業者検査要否整理表（HTTR原子炉施設）

		四 試験研究用等原子炉施設の健全性を確保するために実験設備等の動作状況、異常の発生状況、周辺の環境の状況その他の試験研究用等原子炉の安全に必要なパラメータを原子炉制御室に表示できるものであること。	△ 同時確認	—	—	・現状は、該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。 ・設備設置後に行う。	—
		五 実験設備等が設置されている場所は、原子炉制御室と相互に連絡できる場所であること。	○ 同時確認	—	—	・現状は、該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。 ・設備設置後に行う。	—
40	保安電源設備	第四十条 試験研究用等原子炉施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、試験研究用等原子炉施設の安全を確保し必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する非常用電源設備が設けられていなければならない。ただし、試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で支障がない場合にあっては、この限りでない。	● 但し書きを除く	●	●	【作動検査】	・非常用電源設備・非常用発電機 ・非常用電源設備・蓄電池及び安全保護系用交流無停電電源装置
		2 試験研究用等原子炉の安全を確保する上で特に必要な設備は、無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備に接続されているものでなければならない。	●	●	●	【作動検査】	・非常用電源設備・非常用発電機 ・非常用電源設備・蓄電池及び安全保護系用交流無停電電源装置 ・モニタリングポスト用の無停電電源
		3 試験研究用等原子炉施設には、必要に応じ、全交流動力電源喪失時に試験研究用等原子炉を安全に停止し、又はパラメータを監視する設備の動作に必要な容量を有する蓄電池その他の非常用電源設備が設けられていなければならない。	●	○ 同時確認	○ 同時確認	・第1項の検査と同時に確認する。	・非常用電源設備・蓄電池
41	警報装置	第四十一条 試験研究用等原子炉施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により試験研究用等原子炉の安全を著しく損なうおそれが生じたとき、第三十一条第一号の放射性物質の濃度若しくは同条第三号の線量当量が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備から液体状の放射性廃棄物が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する装置が設けられていなければならない。	●	●	●安全保護回路以外の警報検査は除く	【作動・警報検査】 定期の点検により設定値を確認後、作動検査、警報検査を実施。	○作動検査 ・計測制御系統施設・安全保護回路の連動装置及び警報装置 ・計測制御系統施設・原子炉スクラム回路・工学的安全施設作動回路 ・計測制御系統施設・安全保護系回路以外の警報装置 ○警報検査 ・放射線管理施設・排気モニタリング設備・排気ガス及び排気ダストモニタ ・放射性廃棄物の廃棄施設・液体廃棄物の廃棄設備・漏えい装置
42	通信連絡設備等	第四十二条 工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、通信連絡設備が設けられていなければならない。	●	●	●	【保安記録確認検査（通信連絡設備）】 ・通信連絡設備に係る点検のプロセス確認により行う。	通信連絡設備（構内一斉放送設備、送受信器（ページング）、非常用放送設備（HTTR））
		2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において当該試験研究用等原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多重性又は多様性を確保した通信回線が設けられていなければならない。	●	●	●	【保安記録確認検査（通信連絡設備）】 ・通信連絡設備に係る点検のプロセス確認により行う。	通信連絡設備（所内、所外）
53	適用	第五十三条 この章の規定は、ガス冷却型原子炉に係る試験研究用等原子炉施設について適用する。					
54	原子炉冷却材圧力バウンダリ	第五十四条 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器は、試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障に伴う衝撃、反応度の変化その他の要因による荷重の増加その他の原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器に加わる負荷に耐えるものでなければならない。	○	●	—	【漏えい検査】	原子炉冷却材圧力バウンダリ
		2 原子炉冷却材圧力バウンダリには、原子炉冷却材の流出を制限するため隔離装置が設けられていなければならない。	○	●	—	【作動検査】	補助冷却設備・補助ヘリウム系・隔離弁
		3 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に瞬間的破壊が生じないよう、十分な破壊じん性を有するものでなければならない。	○	○ 同時確認	—	第1項に係る検査と同時に行う。	
		4 試験研究用等原子炉施設には、原子炉冷却材圧力バウンダリからの一次冷却材の漏えいを検出する装置が設けられていなければならない。	○	○ 同時確認	—	【総合検査】	原子炉本体
55	計測設備	第五十五条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる事項を計測する設備が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する設備をもって代えることができる。	○	●	—	・各検査に使用する計器の校正及び健全性確認は定期の点検で実施	○校正点検計装（熱出力、中性子計装） ○絶縁抵抗測定計装設備・中性子検出器、
		一 熱出力及び炉心における中性子束密度					
		二 炉周期	○	○ 同時確認	—	・第1号の定期の点検で実施。・ペリオド短によりスクラムを期待していないのでペリオド計に係る検査は不要。	計器（中性子計装）
		三 制御棒の位置	○	●	—	・第1号の定期の点検で実施	計装（制御棒位置計装）

定期事業者検査要否整理表 (HTTR原子炉施設)

		四 一次冷却材に関する次の事項 イ 含有する放射性物質及び不純物の濃度	○	●	—	・第1号の定期の点検で実施 【作動検査 (FFD、1次ヘリウムサンプリング設備)】	○校正点検 ・計装 (燃料破損検出装置、水分濃度 等) ○作動検査 ・燃料破損検出装置・圧縮機 ・1次ヘリウムサンプリング設備・圧縮機、 主要弁
		ロ 原子炉容器内の入口及び出口における温度、圧力及び流量	○	●	—	・第1号の定期の点検で実施	○校正点検 ・計装 (原子炉入口及び出口、圧力、流量) ○絶縁抵抗測定 ・計装設備・高温プレナム部温度計装の熱 電対
		五 二次冷却材に関する次の事項 イ 含有する放射性物質及び不純物の濃度	○	●	—	・第1号の定期の点検で実施	・計装 (加圧水放射能モニタ、加圧水電気 伝導度 等)
		ロ 一次冷却材の熱を取り出す熱交換器の入口及び出口における温度並びに入口に おける圧力及び流量	○	●	—	・第1号の定期の点検で実施	・計装 (中間熱交換器、1次及び2次加圧水 冷却器、補助冷却器等の入口及び出口、 圧力、流量)
		2 試験研究用等原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合の状況を把握し、 及び対策を講ずるために必要なパラメータを、設計基準事故時に想定される環境 下において、十分な測定範囲及び期間にわたり監視し及び記録することができる 設備が設けられていなければならない。	○	○ 同時確認	—	第1項の各号において同時に確認する。	
56	原子炉格納施設	第五十六条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより原子炉格納施設 が設けられていなければならない。 一 原子炉格納施設の内部における試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他 の異常の際の漏えい率が公衆に放射線障害を及ぼすおそれがないものであり、かつ、 その際に生ずるものと想定される最大の荷重に耐えるものであること。	○	●	—	【漏えい率検査】	原子炉格納施設・原子炉格納容器及び原子 炉格納容器付属施設
		二 原子炉格納施設の開口部には、気密性の扉を設けていること。	○	○ 同時確認	—	第1号に係る検査で同時に確認する。	B種試験
		三 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に原子炉格納施設から 気体状の放射性物質が漏えいすることにより公衆に放射線障害を及ぼすおそれ がないように、当該放射性物質の濃度を低下させる設備を設けていること。	○	●	●	【作動検査】 【気密検査】 【フィルタ捕集効率検査】	○作動検査 ・原子炉格納施設・非常用空気浄化設備及 び主ダンプ ○気密検査 ・原子炉格納施設・サービスエリア ○外観検査 ・原子炉格納施設・非常用空気浄化設備・ 排気管 ○フィルタ捕集効率検査 ・原子炉格納施設・非常用空気浄化設備・ フィルタユニット
		四 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に生ずる可燃性ガス 及び酸素により原子炉格納施設の安全に支障が生ずるおそれがある場合におい て、当該可燃性ガス及び酸素の濃度を低下させる設備を設けていること。	○	—	—	・格納容器体積の自由体積により制限しており、該当する 設備はないため、定期事業者は不要。 ・なお、格納容器については、第1号により確認される。	
		2 前項の試験研究用等原子炉施設に属する原子炉格納容器は、定期的に漏えい率 試験ができるものでなければならない。	○	○ 同時確認	—	・第1号に係る検査で同時に確認する。	
		3 第一項の試験研究用等原子炉施設に属する原子炉格納容器を貫通する管には、 当該貫通箇所の内側及び外側の当該貫通箇所に近接した箇所にそれぞれ一個の閉 鎖隔離弁 (ロック装置が付されているものに限る。) 又は自動隔離弁 (隔離機能 がない逆止め弁を除く。) (以下「隔離弁」と総称する。) が設けられていな なければならない。ただし、当該貫通箇所の内側又は外側において、湿気その他の要 因により隔離弁の機能が著しく低下するおそれがある場合は、当該貫通箇所の内 側及び外側に代え、当該貫通箇所他方の側の当該貫通箇所に近接した箇所に二 個の隔離弁を設けていなければならない。	○	●	—	【作動検査】	原子炉格納施設・原子炉格納容器・配管貫 通部及びダクト貫通部隔離弁

定期事業者検査要否整理表 (HTR原子炉施設)

		4 前項の規定にかかわらず、原子炉格納容器を貫通する管であって、試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に損壊するおそれがないもの（一次冷却系統設備に係る設備に接続するもの並びに原子炉格納容器の内側及び外側に開口部があるものを除く。）及び試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に構造上内部に液体が滞留することにより原子炉格納容器内の放射性物質が外部へ漏えいするおそれがないものには、当該貫通箇所の内側又は外側の当該貫通箇所に近接した箇所に一個の隔離弁を設けられていなければならない。ただし、当該貫通箇所の内側又は外側において、湿気その他の要因により隔離弁の機能が著しく低下するおそれがある場合は、当該貫通箇所他方の側の当該貫通箇所に近接した箇所に一個の隔離弁を設けていなければならない。	○	○ 同時確認	—	第3項に係る検査と同時に確認する。	原子炉格納施設・原子炉格納容器・配管貫通部及びダクト貫通部隔離弁
		5 前二項の規定にかかわらず、原子炉格納施設に属する安全設備に係る管その他隔離弁を設けることにより安全に支障が生ずるおそれがある管又は試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で支障がない管には、隔離弁を設けることを要しない。	○	—	—	除外規定（設置不要）であるため、定期事業者は不要。 例えば、格納容器内圧力計装等が該当。	
57	試験用燃料体	第五十七条 試験用燃料体は、次に掲げるものでなければならない。 一 試験計画の範囲内において、試験用燃料体の健全性を維持できない場合においても、燃料体の性状又は性能に悪影響を与えないものであること。	○	—	—	・現状は、試験用燃料体がないため、定期事業者検査は不要である。 ・試験用燃料体制作後に行う。	—
		二 設計基準事故時において、試験用燃料体が破損した場合においても、試験研究用等原子炉を安全に停止するために必要な機能及び炉心の冷却機能を損なうおそれがないものであること。	○	—	—	・現状は、試験用燃料体がないため、定期事業者検査は不要である。 ・試験用燃料体制作後に行う。	—
		三 放射性物質の漏えい量を抑制するための措置が講じられているものであること。	○	—	—	・現状は、試験用燃料体がないため、定期事業者検査は不要である。 ・試験用燃料体制作後に行う。	—
		四 輸送中又は取扱中において、著しい変形が生じないものであること。	○	—	—	・現状は、試験用燃料体がないため、定期事業者検査は不要である。 ・試験用燃料体制作後に行う。	—
58	多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止	第五十八条 試験研究用等原子炉施設は、発生頻度が設計基準事故より低い事故であって、当該施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置が講じられたものでなければならない。	○	●	—	【保安記録確認検査（BDBA対策機器等）】 ・対策機器の管理状況について、点検又は巡視のプロセス確認により行う。	BDBA対策機器 （消防車、ホース、仮設計器、可搬型発電機）